

福岡医発第705号(地)
令和2年6月3日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻 一 良
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症への今後の対応について

今般、標記の件について、別添のとおり福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部長より連絡がありました。

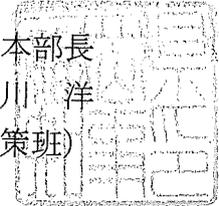
新型コロナウイルス感染症対策に関して、令和2年5月25日付で国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が改訂され、「新しい生活様式」の定着等を前提として一定の移行期間を設け、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていくこととされています。それに関連し、同日付で内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より、別添のとおり事務連絡があり、これを受け、本県新型コロナウイルス感染症対策本部において、令和2年5月29日付で「新型コロナウイルス感染症への今後の対応について」が定められております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしく願いいたします。

2保総第717号
令和2年5月29日

公益社団法人 福岡県医師会 殿

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部長
福岡県知事 小川 洋
(がん感染症疾病対策班)



新型コロナウイルス感染症への今後の対応について

新型コロナウイルス感染症対策に関して、令和2年5月25日付で国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が改訂され、「新しい生活様式」の定着等を前提として一定の移行期間を設け、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていくこととされています。それに関連し、同日付で内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より、別添のとおり事務連絡がありました。

このことを受け、本県新型コロナウイルス感染症対策本部において、令和2年5月29日付で「新型コロナウイルス感染症への今後の対応について」を定めたのでお知らせいたします。

つきましては、内容を十分御了知いただくとともに、当該措置等の着実な実施のため、関係者への周知をお願いします。

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
電話番号：092（643）3342
ファックス：092（643）3697

令和2年5月29日

新型コロナウイルス感染症への今後の対応について

1 はじめに

今月14日、本県に対する「緊急事態宣言」が解除されました。

これも、多くの県民、事業者の皆様のご理解とご協力、また、医療の最前線で奮闘いただいている医療関係者、様々な現場で社会を支えていただいている皆様のご尽力によるものであり、改めて感謝いたします。

「緊急事態宣言」の解除以降の感染状況について見ると、落ち着いた状況を見せておりました。このため、感染の再拡大防止と医療提供体制の確保を図りながら、社会経済活動のレベルを徐々に引き上げていく時期が近づきつつあると考えていました。

しかしながら、4月30日から感染者数0が続いていた北九州市では、5月23日以降、感染者が急増しており、特に、本日は26名の感染が判明し、この1週間で69名となりました。そのうち27名が経路不明であり、専門家によると、市中にまん延している可能性も否定できないとされております。

本県では、再度感染が拡大する場合に備えて、医療提供体制確保の準備に入るための独自の指標（「福岡コロナ警報」）を設定しており、この指標をもとに総合的に判断し、医療がひっ迫する恐れがある場合には、医療機関に対し、病床の準備等受入れ体制の整備を要請するとともに、県民、事業者の皆様がとるべき措置について検討を開始することとしています。

この「福岡コロナ警報」に照らして、感染の現状を見ると、①感染者数（3日移動平均）は、「緊急事態宣言」解除後の1週間は1人以下でしたが、北九州市での発生の増加により、直近は8人を超えており、②経路不明者の割合も、直近1週間のうち5日間で50%以上となっています。

一方、③病床稼働率、④重症病床稼働率は、ともに直近1週間は1割以下となっています。

このように、現段階では、県全体で、医療提供体制の確保の準備に入るレベルには至っておらず、医療提供体制も余力がある状態にあります。

しかしながら、今後の状況如何によっては、厳しい状況になることも予想されます。このため、社会経済活動のレベルを徐々に引き上げながら、これまでの努力が水泡に帰すことがないように、この北九州市の感染の拡大が全県下に広がり、第2波となることを断固食い止める必要があります。そこで、北九州市での感染状況についての詳細な分析を行い、現在行っている措置を見直し、以下の措置をとることとします。

2 6月1日以降の取組み

(1) 外出の自粛

① 不要不急の外出自粛要請は解除する。

都道府県をまたぐ帰省や旅行も可能となるが、6月18日まで、北海道、埼玉

県、千葉県、東京都及び神奈川県への移動は慎重に対応すること。

また、県内の他の地域への移動は、当該地域の感染状況を踏まえ、慎重に対応すること

北九州市民は、当分の間、県内外への不要不急の外出を控えること

- ② 外出の際には、各人による感染防止策を徹底するとともに、感染防止策が不十分な場所への外出を避けること

※ 各人による感染防止策

「三つの密」の回避、手洗い・消毒、マスク、咳エチケット、人と人との距離の確保等

- ③ 観光振興に関しては、まずは県内の観光から取り組むこととし、県外からの積極的な誘客は6月19日以降実施のこと

(2) 催物（イベント等）の開催

- ① 催物（イベント等）については、以下を目安に開催すること（展示会、見本市等についてもこれに準じる）

【～6月18日】

屋内：100人以下、かつ収容定員の半分程度以内の参加人数

屋外：200人以下、かつ人と人との距離を十分確保（できるだけ2m）

【6月19日～7月9日】

屋内：1000人以下、かつ収容定員の半分程度以内の参加人数

屋外：1000人以下、かつ人と人との距離を十分確保（できるだけ2m）

【7月10日～7月31日】

屋内：5000人以下、かつ収容定員の半分程度以内の参加人数

屋外：5000人以下、かつ人と人との距離を十分確保（できるだけ2m）

【8月1日～】

屋内：収容定員の半分程度以内の参加人数

屋外：人と人との距離を十分確保（できるだけ2m）

- ② 全国的な人の移動を伴うような規模の大きなイベント（スポーツの試合等）については、6月19日以降、まずは無観客で開催し、7月10日以降は上記①の要件に基づき開催のこと

- ③ 祭り、花火大会、野外フェスティバル等、人数の管理が困難な行事のうち、全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや、参加者の把握が困難なものについては、中止を含めて慎重に検討すること

なお、8月1日以降については開催も可能とするが、人と人との距離を十分確保（できるだけ2m）すること

※ 地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるものについては開催可能

- ④ ①～③の開催に当たっては、以下の徹底的な感染防止策を講ずること
リスクへの対応が整わない場合は、主催者は、中止又は延期などの対応を行うこと

また、北九州市内における催物（イベント等）については、6月18日まで開

催を自粛すること

※ 感染防止策（詳細については別紙1参照）

入退場時の制限や誘導、発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気、出演者の発声等を伴う催物にあっては客席との十分な距離の確保、声援に係る感染防止策、主催者による出演者・参加者等の移動中や移動先における感染防止のための行動管理（例えば、夜の街への外出等の感染リスクのある行動の回避）等

（3）施設の休業等

① これまでの休業要請は解除する。

ただし、北九州市内に所在する施設のうち、これまで国内においてクラスターが発生し、特に感染リスクの高い接待を伴う飲食店、ライブハウスについては、6月18日まで、休業について協力を要請（北九州市での感染状況についての詳細な分析を行い、その結果が明らかになった場合、期日を早める場合もある）

※ 接待を伴う飲食店は、キャバレー、ナイトクラブ、スナック、バー、パブ等の名称にかかわらず、客の接待を伴うものが休業要請の対象

※ 北九州市において、一部の公共施設の臨時休館を実施していることに鑑み、県立の関門海峡ミュージアム、北九州勤労青少年文化センター、平尾台自然観察センターについては、6月18日まで休館

※ 北九州地区の県立学校については、6月1日から当面1週間、分散登校を実施市町村立学校及び私立学校については、県立学校を参考に、設置者が判断

② すべての施設管理者は、開業する場合には、「四方を空けた席配置」、「客の入れ替え時の適切な消毒や清掃」など、施設類型ごとの徹底した感染防止策（別紙2参照）を確実に講ずること

特に、国内においてクラスターが発生した施設については、厳重な感染防止策を講ずること

③ 今後、クラスターが発生した場合には、当該施設類型に属する施設について、再度の休業要請等を検討する。

（4）職場への出勤等

在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減すること

（5）新しい生活様式の実践

引き続き、感染防止の3つの基本である①「身体的距離の確保」、②「マスクの着用」、③「手洗い」など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践を図ること

※ 「新しい生活様式」とは、「三つの密」の回避、手洗い・消毒、マスク、咳エチケット、人と人との距離の確保、「外出は少人数ですいた時間に」、「食事は対面ではなく横並びで」など、飛沫感染や接触感染、近距離での会話への対策をこれまで以上に取り入れた生活様式

3 医療機関等への相談

（1）①～③のいずれかに該当する場合には、「帰国者・接触者相談センター」へ相

談すること

- ① 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ② 重症化しやすい方や妊婦の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- ③ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

(2) 発熱や咳など風邪の症状があり、かかりつけ医を受診する際には、直接受診せず、必ず、事前に電話で相談すること

4 検査体制の充実と医療提供体制の確保

(1) 抗原検査の導入促進

検査の充実を図るため、短時間で結果がわかる「新型コロナウイルス抗原迅速診断キット」を、本県へ優先的に供給するよう国に要請しています。

今後とも、中核的な機能を果たしている医療機関、感染リスクが高い医療機関（特定機能病院、救命救急センター、感染症指定医療機関等）へ、同キットの導入を推進していきます。

(2) 医療提供体制の確保

病床については、これまでの66の感染症病床に、感染症指定医療機関及び入院協力医療機関等の一般病床を加え、計490床（このうち重症病床60床）を確保しています。さらに、当面の目標である合計570床を目指し、関係医療機関と調整を進めております。

民間の宿泊療養施設についても、北九州市内（219室）、福岡市内（455室）、久留米市内（152室）の3つのホテルで計826室を確保しております。合計5施設1,200室が確保できるよう、ホテル事業者と調整を進めております。

エクモについては、県内で61台を確保し、さらに、その購入費用に対し助成を行い、整備を進めているところです。また、これまで11人の患者（最大同時に7人）に使用してきましたが、重症患者が大幅に増加した場合に備え、「九州・山口9県災害時応援協定」に基づく相互利用が可能となるよう、九州地方知事会に提案し、実施に向け調整を行っています。

5 おわりに

新型コロナウイルスとの戦いは、長丁場となります。この戦いに打ち勝つか否かは、県民の皆様一人一人の意識と行動にかかっており、改めて、地域の力と結束が問われます。

誰もが、感染するリスク、感染させるリスクがあります。自分自身、家族、周囲の人、地域と社会を守るため、気を緩めることなく、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践、そして、徹底した感染防止対策の実施に、しっかり取り組んでください。

県民、事業者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

(参考)

最近の感染状況と「福岡コロナ警報」

県では、感染状況とあわせて、医療提供体制確保の準備に入るための指標（「福岡コロナ警報」）を設定し、毎日公表しています。

この指標の状況から、医療がひっ迫する恐れがあると認められる場合には、病床の準備等について要請することになりますので、この指標に該当しない状態は、感染が抑制され、医療提供体制に余裕がある状態と言えます。

福岡コロナ警報

以下①～④の指標をもとに、総合的に判断

- ① 1日当たりの感染者数が3日連続8人（3日移動平均）以上で増加傾向にあること
- ② 直近3日間の感染経路不明者の割合が、いずれも50%以上であること
- ③ 病床稼働率50%以上であること
- ④ 重症病床稼働率50%以上であること

指標	5/15	5/16	5/17	5/18	5/19	5/20	5/21
①感染者数	0.7人	0.3人	0.3人	0.3人	0.3人	0人	0人
②経路不明者の割合	-	-	0%	-	-	-	-
③病床稼働率	12.8%	11.9%	11.9%	10.0%	8.8%	8.2%	7.1%
④重症病床稼働率	16.7%	13.3%	13.3%	13.3%	10.0%	6.7%	8.3%

指標	5/22	5/23	5/24	5/25	5/26	5/27	5/28	5/29
①感染者数	0人	1.33人	2.67人	4.67人	4.0人	5.33人	10.33人	18.33人
②経路不明者の割合	-	100%	75%	83.3%	100%	50%	19.0%	23.1%
③病床稼働率	5.9%	6.5%	6.7%	7.6%	6.7%	7.3%	7.1%	
④重症病床稼働率	8.3%	8.3%	8.3%	8.3%	10.0%	10.0%	6.7%	

この4指標のうち、①感染者数（3日移動平均）は、「緊急事態宣言」解除後の1週間は1人以下でしたが、5月23日以降の北九州市での発生の増加により、直近は8人を超えており、②経路不明者の割合も、直近1週間のうち5日間で50%以上となっています。

一方、③病床稼働率、④重症病床稼働率は、ともに直近1週間は1割以下となっています。

今後も、北九州市における発生状況を注視していく必要がありますが、「福岡コロナ警報」に照らし、感染の現状を見ると、現段階では、県全体で、医療提供体制の確保の準備に入るレベルには至っておらず、医療提供体制も余力がある状態にあります。

(参考)

催物(イベント等)の開催制限の段階的緩和

時期	イベント (コンサート等)	展示会等	全国的な移動を伴うもの (プロスポーツ等)	お祭り・野外フェス等(人数の管理が困難な行事)	
				全国的・広域的または参加者の把握が困難	地域の行事かつ参加者がおおよそ把握可能
～6月18日	【屋内】100人以下かつ収容定員の半分程度以内 【屋外】200人以下かつ人との距離を十分に確保(できるだけ2m) 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分に確保できないもの等は慎重な対応、音楽器にも注意	入場制限等により、人との間隔を十分に確保できないもの等は慎重な対応	開催不可		
6月19日～	【屋内】1000人以下かつ収容定員の半分程度以内 【屋外】1000人以下かつ人との距離を十分に確保(できるだけ2m) 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分に確保できないもの等は慎重な対応、音楽器にも注意	入場制限等により、人との間隔を十分に確保できないもの等は慎重な対応	無観客で開催		中止を含めて慎重に開催を検討
7月10日～	【屋内】5000人以下かつ収容定員の半分程度以内 【屋外】5000人以下かつ人との距離を十分に確保(できるだけ2m) 密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応	入場制限等により、人との間隔を十分に確保できないもの等は慎重な対応	感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理		全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって、参加者がおおよそ把握できるものは、開催可
感染状況を見つつ 8月11日～	密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応	【屋内】収容定員の半分程度以内 【屋外】人との距離を十分に確保(できるだけ2m) 入場制限等により、人との間隔を十分に確保できないもの等は慎重な対応	感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理		人との距離を十分に確保(できるだけ2m)

※ 開催にあたっては、別紙「催物(イベント等)の開催における感染防止対策」を基に、徹底した感染防止策を講ずること

催物(イベント等)の開催における感染防止対策

催物(イベント等)を開催する際は、特に以下の感染防止対策を徹底すること

【参加者及びスタッフへの制限等】

- 受付及び会場での間隔(できるだけ2m)確保
- 入退場時の制限や誘導を行い、人と人との距離(できるだけ2m)を確保
- 参加者及びスタッフのマスク着用の徹底
- 発熱等の症状のある方の入場制限
- 出演者、参加者及びスタッフの手洗い・手指消毒の徹底
- 出演者の発声等を伴う催物にあっては客席との十分な距離の確保
- 参加者の声援等を伴う催物にあっては参加者同士の距離を十分に確保し、過度な大きさ、頻度の声出しを控える
- 催物の前後や休憩時間における交流等を極力控えるよう呼びかける
- 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱に十分注意しながら、参加者等の名簿を適正に管理
- 出演者、参加者等に移動中や移動先における感染防止のための適切な行動(例えば、夜の街への外出等の感染リスクのある行動の回避)を行うよう呼びかける

【施設内における対策等】

- 受付など人と人が対面する場所は、パーテーションやビニールカーテンを設置
 - 手指消毒設備の設置(受付、会場内、スタッフルーム等)
 - 屋内においては施設の常時換気の徹底
 - 施設の共用部分(トイレ、テーブル等)の定期的(概ね1時間ごと)な消毒
 - トイレではペーパータオルを設置し、ハンドドライヤー・共通タオルは控える
 - スタッフ等の休憩スペースや更衣室は、常時換気を行い3密とならないよう徹底
 - 飲食物等のゴミの管理の徹底(密閉できる容器等に入れ、他人に触れないように管理し持ち帰ることを徹底)
- ※スタッフのゴミの回収の際は、マスク・手袋の着用を徹底

1 休業の協力要請を行う施設【北九州市のみ】

施設の種類	内訳
遊興施設	<p>接待を伴う飲食店、ライブハウス</p> <p>※ 接待を伴う飲食店は、キャバレー、ナイトクラブ、スナック、バー、パブ等の名称にかかわらず、客の接待を伴うものが休業要請の対象</p>

2 徹底した感染対策を実施することを条件に休業を要請しない施設

施設の種類	内訳
遊興施設	<p>接待を伴う飲食店（北九州市以外）、ライブハウス（北九州市以外）、カラオケボックス、ダンスホール、性風俗店、ネットカフェ、漫画喫茶、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、競艇場外発売場等（北九州市においては、キャバレー、ナイトクラブ、スナック、バー、パブ等で、客の接待を伴わないものについては、休業要請の対象外）</p> <p>なお、別添「接待を伴う飲食店における感染防止対策の徹底について」、「ライブハウスにおける感染防止対策の徹底について」、「カラオケボックスにおける感染防止対策の徹底について」、「その他の遊興施設における感染防止対策の徹底について」を参考に、徹底した感染防止対策を講じたものに限る</p>
大学、学習塾等	<p>大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等</p> <p>なお、別添「学校における感染防止対策の徹底について」を参考に、徹底した感染防止対策を講じたものに限る</p>
学校（上記を除く）	<p>幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校</p> <p>なお、別添「学校における感染防止対策の徹底について」を参考に、徹底した感染防止対策を講じたものに限る</p>
屋内運動施設	<p>スポーツジム、スポーツ教室、体育館、水泳場、ボウリング場等</p> <p>なお、別添「屋内運動施設（スポーツジム、スポーツ教室）における感染防止対策の徹底について」、「屋内運動施設（スポーツジム、スポーツ教室を除く）における感染防止対策の徹底について」を参考に、徹底した感染防止対策を講じたものに限る</p>
遊技施設	<p>パチンコ店、マージャン店、ゲームセンターなどの遊技場等</p> <p>なお、別添「パチンコ店における感染防止対策の徹底について」、「マージャン店、ゲームセンターなどにおける感染防止対策の徹底について」を参考に、徹底した感染防止対策を講じたものに限る</p>
劇場等	<p>劇場、観覧場、映画館又は演芸場</p> <p>なお、別添「劇場等及び集会・展示施設における感染防止対策の徹底について」を参考に、徹底した感染防止対策を講じたものに限る</p>

集会・展示施設	<p>集会場、公会堂、展示場</p> <p>なお、別添「劇場等及び集会・展示施設における感染防止対策の徹底について」を参考に、徹底した感染防止対策を講じたものに限る</p>
	<p>博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）</p> <p>なお、別添「劇場等及び集会・展示施設における感染防止対策の徹底について」を参考に、徹底した感染防止対策を講じたものに限る</p>
商業施設	<p>生活必需物資販売施設の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗</p> <p>なお、別添「商業施設における感染防止対策の徹底について」を参考に、徹底した感染防止対策を講じたものに限る</p>

3 事業の継続が求められる施設

施設の種類	内 訳
医療施設	病院、診療所、薬局等
社会福祉施設等	保育所、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
	高齢者、障がい者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関する事業を行う施設
生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア等
食事提供施設	<p>飲食店（居酒屋含む）、料理店、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービス含む）</p> <p>なお、別添「食事提供施設における感染防止対策の徹底について」を参考に、徹底した感染防止対策が講じたものに限る</p>
住宅、宿泊施設	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分を除く）、共同住宅、寄宿舎又は下宿等
交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス（宅配等）等
工場等	工場、作業場等
金融機関・官公署等	<p>銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所等</p> <p>なお、テレワークなどを一層促進すること</p>
その他	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、クリーニング・ランドリー、ごみ処理関係等

※上記施設については、別添「感染予防対策例と留意点」を参考に、徹底した感染防止対策を講じたものに限る

感染予防対策例と留意点

(基本的事項)

- ・人との接触を避け、対人距離を確保（できるだけ2mを目安に）すること
- ・感染防止のための入場者の整理（密にならないように対応。発熱またはその他の感冒様症状を呈している者の入場制限を含む）
- ・入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
- ・マスクの着用（従業員及び入場者に対する周知）
- ・施設の換気（2つの窓を同時に開けるなどの対応も考えられる）
- ・施設の消毒
- ・従業員や出入り業者に発熱感冒症状がある場合の迅速かつ適切な対応

○症状のある方の入場制限

- ・発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼びかけること
- ・状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限すること
- ・業種によっては、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱に十分注意しながら、入場者等の名簿を適正に管理すること

○感染対策の例

- ・他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- ・複数の人の手が触れる場所を適宜消毒
- ・手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒
- ・人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯
- ・手洗いや手指消毒の徹底
※美容院や理容、マッサージなどで顧客の体に触れる場合は、手洗いをよりこまめにするなどにより接触感染対策を行う（手袋は医療機関でなければ特に必要はなく、こまめな手洗いを主とする）。

○トイレ（感染リスクが比較的高いと考えられるため留意のこと）

- ・便器内は、通常の清掃で良い。
- ・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備
- ・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。

○休憩スペース（感染リスクが比較的高いと考えられるため留意のこと）

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。
- ・休憩スペースは、常時換気することに努める。
- ・共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒
- ・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。

○ゴミの廃棄

- ・鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。

○清掃・消毒

- ・通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒（手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い）。
- ※市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤で可

接待を伴う飲食店における感染防止対策の徹底について

(接待を伴うキャバレー、ナイトクラブ、スナック、バー、パブ等)

「基本的感染対策と具体例(共通事項)」を参考に、以下について重点的に感染防止対策をお願いします。

【入店者の制限等】

- 入店者の数、滞在時間制限を設け、店内が混雑しないよう徹底(できるだけ1席とばし)
- 入店者及び従業員のマスク着用の徹底
- 発熱等の症状のある方の入店制限
- 入店者の手洗いや手指消毒の徹底

【施設内における対策等】

- 手指消毒設備の設置
- 十分な施設の換気の徹底
- お酌、グラス・おちょこの回し飲み、食器等の共有を避ける
- 施設の共用部分等の定期的(概ね30分ごと、カラオケは使用の都度)な消毒
- 座席の間隔(できるだけ1席とばし)の確保又はパーテーションの設置
- 入店者の入れ替えのタイミングでの消毒
- 休憩室等における3密の回避
- 入店者間で大声で会話を行わないよう呼びかけ、かつBGMや機械の効果音等を最小限のものとし、大声での会話が行われていないことを確認できる状態にする
- 入店者一人に接客(接待)する従業員を必要最小限とし、身体的接触を避ける
- 感染発生に備え、入店者の氏名、連絡先を記録し、行政機関の調査に最大限応じること

基本的感染対策と具体例(共通事項)

【基本的感染対策】

1. 人と人との間隔は、できるだけ2m空ける
2. 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
3. マスクの着用(従業員及び入店者に対する周知)
4. 施設の換気と消毒
5. 発熱等の症状がある場合の適切な対応

【具体的な対策例】

○入場の制限

- ・入店者の列は間隔を空け、入場整理により混雑を防ぐ
- ・状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限

○感染対策

- ・複数の人の手が触れる場所や物品を適宜消毒
- ・手や口が触れるようなもの(コップ、箸など)は、適切に洗浄消毒(使い捨て食器等も検討)
- ・窓口等の対面する場所にアクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯
- ・手洗いや手指消毒の徹底

○トイレ

- ・適時、拭き上げ消毒
- ・できるだけペーパータオルを設置
- ・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止

○休憩スペース

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしない
- ・休憩スペースは、常時換気することに努める
- ・共有する物品(テーブル、いす等)は、定期的に消毒
- ・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗い

○ゴミの廃棄

- ・鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う

○清掃・消毒

- ・通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を適時に拭き上げ消毒

ライブハウスにおける感染防止対策の徹底について

「基本的感染対策と具体例（共通事項）」を参考に、以下について重点的に感染防止対策をお願いします。

【入店者の制限等】

- 入退場時の制限や誘導を行い人と人の距離（できるだけ2m）を確保
- 入場者の数の制限を設け、店内が混雑しないよう徹底
- 入場者及び従業員のマスク着用、手洗いや手指消毒の徹底
- 発熱等の症状のある方の入場制限

【施設内における対策等】

- 手指消毒設備の設置
- 十分な施設の換気の徹底
- 施設の共用部分や音楽機材等の定期的な消毒
- グラスや食器類の共有を避ける
- 座席等の間隔（できるだけ2mを目安に）の確保又はパーテーションの設置
- ステージと客席の間についても適切な距離確保等による飛沫感染防止対策
- 入場者や演奏者の接触行為（ハイタッチ等）を控える
- 入場者や演奏者の入れ替えのタイミングでの消毒
- 休憩室等における3密の回避
- 入場者間で大声で会話や歌唱、声援を行わないよう呼びかける
- 感染発生に備え、入場者の氏名、連絡先を確認し、行政機関の調査に最大限応じること

基本的感染対策と具体例(共通事項)

【基本的感染対策】

1. 人と人との間隔は、できるだけ2m空ける
2. 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
3. マスクの着用（従業員及び入場者に対する周知）
4. 施設の換気と消毒
5. 発熱等の症状がある場合の適切な対応

【具体的な対策例】

○入場の制限

- ・入場者の列は間隔を空け、入場整理により混雑を防ぐ
- ・状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限

○感染対策

- ・複数の人の手が触れる場所や物品を適宜消毒
- ・手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒（使い捨て食器等も検討）
- ・窓口等の対面する場所にアクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯
- ・手洗いや手指消毒の徹底

○トイレ

- ・適時、拭き上げ消毒
- ・できるだけペーパータオルを設置
- ・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止

○休憩スペース

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしない
- ・休憩スペースは、常時換気することに努める
- ・共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒
- ・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗い

○ゴミの廃棄

- ・鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う

○清掃・消毒

- ・通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を適時に拭き上げ消毒

カラオケボックスにおける感染防止対策の徹底について

「基本的感染対策と具体例（共通事項）」を参考に、以下について重点的に感染防止対策をお願いします。

【入店者の制限等】

- 入店者の数（室定員半数を目安）、滞在時間の制限を設け、店内が混雑しないよう徹底
- 入店者及び従業員のマスク着用の徹底
- 発熱等の症状のある方の入店制限
- 入店者の手洗いや手指消毒の徹底

【施設内における対策等】

- 手指消毒設備の設置
- 十分な施設の換気の徹底
- グラスや食器類の共有を避ける
- 座席の間隔（できるだけ2mを目安に）の確保又はパーティションの設置
- 施設の共用部分等の定期的（概ね30分ごと）な消毒
- 入店者の入れ替えのタイミングでボックス内設備等の消毒
- 休憩室等における3密の回避
- 入店者間で大声で会話を行わないように呼びかける
- 感染発生に備え、入店者の氏名、連絡先を確認し、行政機関の調査に最大限応じること

基本的感染対策と具体例(共通事項)

【基本的感染対策】

1. 人と人との間隔は、できるだけ2m空ける
2. 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
3. マスクの着用（及び入店者に対する周知）
4. 施設の換気と消毒
5. 発熱等の症状がある場合の適切な対応

【具体的な対策例】

○入場の制限

- ・入店者の列は間隔を空け、入場整理により混雑を防ぐ
- ・状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限

○感染対策

- ・複数の人の手が触れる場所や物品を適宜消毒
- ・手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒（使い捨て食器等も検討）
- ・窓口等の対面する場所にアクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯
- ・手洗いや手指消毒の徹底

○トイレ

- ・適時、拭き上げ消毒
- ・できるだけペーパータオルを設置
- ・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止

○休憩スペース

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしない
- ・休憩スペースは、常時換気することに努める
- ・共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒
- ・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗い

○ゴミの廃棄

- ・鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う

○清掃・消毒

- ・通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を適時に拭き上げ消毒

その他の遊興施設における感染防止対策の徹底について

「基本的感染対策と具体例（共通事項）」を参考に、以下について重点的に感染防止対策をお願いします。

【入店者の制限等】

- 入店者の数、滞在時間の制限を設け、店内が混雑しないよう徹底
- 入店者及び従業員のマスク着用の徹底
- 発熱等の症状のある方の入店制限
- 入店者の手洗いや手指消毒の徹底

【施設内における対策等】

- 十分な座席の間隔（できるだけ2mを目安に）の確保又はパーティションの設置
- お酌、グラス・おちょこの回し飲みを避ける
- 手指消毒設備の設置
- 施設の共用部分等の定期的（概ね1時間ごと）な消毒
- 施設の換気の徹底
- 来店者の入れ替えのタイミングでの消毒
- 休憩室等における3密の回避
- 来店者間で大声で会話を行わないよう呼びかけ、かつBGMや機械の効果音等を最小限のものとし、大声での会話が行われていないことを確認できる状態にする

基本的感染対策と具体例（共通事項）

【基本的感染対策】

1. 人と人との間隔は、できるだけ2m空ける
2. 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
3. マスクの着用（従業員及び入場者に対する周知）
4. 施設の換気と消毒
5. 発熱等の症状がある場合の適切な対応

【具体的な対策例】

○入場の制限

- ・入場者の列は間隔を空け、入場整理により混雑を防ぐ
- ・状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限

○感染対策

- ・複数の人の手が触れる場所や物品を適宜消毒
- ・手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒
- ・窓口等の対面する場所にアクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯
- ・手洗いや手指消毒の徹底

○トイレ

- ・適時、拭き上げ消毒
- ・できるだけペーパータオルを設置
- ・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止

○休憩スペース

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしない
- ・休憩スペースは、常時換気することに努める
- ・共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒
- ・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗い

○ゴミの廃棄

- ・鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う

○清掃・消毒

- ・通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を適時に拭き上げ消毒

学校における感染防止対策の徹底について

- 児童生徒及び教職員に対して手洗いやマスクの着用を徹底させる。
- 家庭と連携し、毎朝の検温や風邪症状の確認を行うとともに、家庭でそれらを確認できなかった児童生徒について、登校時、教室に入る前に、保健室等での検温等を行う。発熱等の風邪の症状がみられる場合には、自宅で休養させる。
- 授業中や休み時間において、窓を開けて換気を行う。
- 学校医・学校薬剤師などと連携した保健管理体制を整え、教室やトイレなど児童生徒が利用する場所のうち、ドアノブやスイッチなど、多くの児童生徒が手を触れる箇所は、適宜、消毒液を使用して清掃し環境衛生を良好に保つ。
- 食堂や図書館など大勢の児童生徒が集まる場所の利用にあたっては、昼休みを分散する等により一斉に利用させない、列ができる場所には床にマーキング等を行い間隔を空ける、椅子を向かい合わせにしない、会話を控えるなどの対応を行い、児童生徒同士の間
に可能な限り距離を確保（概ね1～2メートル）する。
- 各教科等の指導にあたっては、感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い、以下に掲げるような学習活動は当面行わない。
 - ・音楽科における狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う活動
 - ・家庭科、技術・家庭科における調理等の実習
 - ・体育科、保健体育科における児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動（部活動についても同様とする。）
 - ・児童生徒が密集して長時間活動するグループ学習
 - ・運動会や文化祭、学習発表会、修学旅行など児童生徒が密集して長時間活動する学校行事
- その他、文部科学省が発出している「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&A（5月13日時点）」や「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について（通知）（令和2年5月1日付け2文科初第222号）」等に準拠して実施する。

屋内運動施設(スポーツジム、スポーツ教室) における感染防止対策の徹底について

「基本的感染対策と具体例(共通事項)」を参考に、以下について重点的に感染防止対策をお願いします。

【入場者の制限等】

- 利用者の整理[受付等での間隔(できるだけ2mを目安に)確保]
- 従業員のマスク着用の徹底や、競技に応じて利用者のマスク着用を促す
- 発熱等の症状のある方の入場制限
- 利用者の手洗いや手指消毒の徹底
- 混雑時の入場制限

【施設内における対策等】

- 手指消毒設備の設置
- 施設の常時換気の徹底
- 施設の共用部分、器具等の定期的(概ね1時間ごと)な消毒
- 器具やスタジオの利用者交代時の消毒
- 利用者の間隔(できるだけ2mを目安に四方を空けた配置等を検討)
- トレーニングやレッスン時の接触行為(ハイタッチ等)を控える
- 利用者が大声で発声を行わないように求める
- 更衣室、休憩室等における3密の回避
- 更衣後の衣服やタオル等、飲食物等のゴミの管理の徹底(密閉できる容器等に入れ、他人に触れないように管理し持ち帰ることを徹底)
- 感染発生に備え、利用者の氏名や連絡先を確認し、行政機関の調査に最大限応じること

基本的感染対策と具体例(共通事項)

【基本的感染対策】

1. 人と人との間隔は、できるだけ2m空ける
2. 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
3. マスクの着用(従業員及び利用者に対する周知)
4. 施設の換気と消毒
5. 発熱等の症状がある場合の適切な対応

【具体的な対策例】

○入場の制限

- ・利用者の列は間隔を空け、入場整理により混雑を防ぐ
- ・状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限

○感染対策

- ・複数の人の手が触れる場所や物品を適宜消毒
- ・手や口が触れるようなもの(コップ、箸など)は、適切に洗浄消毒(使い捨て食器等も検討)
- ・窓口等の対面する場所にアクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯
- ・手洗いや手指消毒の徹底

○トイレ

- ・適時、拭き上げ消毒
- ・できるだけペーパータオルを設置
- ・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止

○休憩スペース

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしない
- ・休憩スペースは、常時換気することに努める
- ・共有する物品(テーブル、いす等)は、定期的に消毒
- ・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗い

○ゴミの廃棄

- ・鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う

○清掃・消毒

- ・通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を適時に拭き上げ消毒

屋内運動施設(スポーツジム、スポーツ教室を除く) における感染防止対策の徹底について

「基本的感染対策と具体例(共通事項)」を参考に、以下について重点的に感染防止対策をお願いします。

【入場者の制限等】

- 入場者の整理[受付等での間隔(できるだけ2mを目安に)確保]
- 従業員のマスク着用の徹底
- 発熱等の症状のある方の入場制限
- 入場者の手洗いや手指消毒の徹底
- 混雑時の入場制限

【施設内における対策等】

- 手指消毒設備の設置
- 施設の共用部分、器具等の定期的(概ね1時間ごと)な消毒
- 施設の常時換気の徹底
- 利用者の間隔(できるだけ2mを目安に四方を空けた配置等を検討)
- 更衣室、休憩室等における3密の回避
- 更衣後の衣服やタオル等、飲食物等のゴミの管理の徹底(密閉できる容器等に入れ、他人に触れないように管理し持ち帰ることを徹底)
- 利用者が大声で発声を行わないように求める

基本的感染対策と具体例(共通事項)

【基本的感染対策】

1. 人と人との間隔は、できるだけ2m空ける
2. 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
3. マスクの着用(従業員及び入場者に対する周知)
4. 施設の換気と消毒
5. 発熱等の症状がある場合の適切な対応

【具体的な対策例】

○入場の制限

- ・入場者の列は間隔を空け、入場整理により混雑を防ぐ
- ・状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限

○感染対策

- ・複数の人の手が触れる場所や物品を適宜消毒
- ・手や口が触れるようなもの(コップ、箸など)は、適切に洗浄消毒
- ・窓口等の対面する場所にアクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯
- ・手洗いや手指消毒の徹底

○トイレ

- ・適時、拭き上げ消毒
- ・できるだけペーパータオルを設置
- ・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止

○休憩スペース

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしない
- ・休憩スペースは、常時換気することに努める
- ・共有する物品(テーブル、いす等)は、定期的に消毒
- ・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗い

○ゴミの廃棄

- ・鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う

○清掃・消毒

- ・通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を適時に拭き上げ消毒

パチンコ店における感染防止対策の徹底について

「基本的感染対策と具体例（共通事項）」を参考に、以下について重点的に感染防止対策をお願いします。

【入場者の制限等】

- 入場者の整理[入場前の間隔（できるだけ2mを目安に）確保]
- 入場者及び従業員のマスク着用の徹底
- 発熱等の症状のある方の入場制限
- 入場者の手洗いや手指消毒の徹底
- 混雑時の入場制限

【施設内における対策等】

- 手指消毒設備の設置
- 施設の共用部分等の定期的（概ね1時間ごと）な消毒
- 施設の常時換気の徹底
- 利用者の間隔（できるだけ2mを目安に）の確保又は利用者間のパーティションの設置
- 利用者の入れ替えのタイミングでの消毒
- 休憩室等における3密の回避
- 利用者間で大声で会話を行わないよう呼びかけ、かつBGMや機械の効果音等を最小限のものとし、大声での会話が行われていないことを確認できる状態にする

基本的感染対策と具体例(共通事項)

【基本的感染対策】

1. 人と人との間隔は、できるだけ2m空ける
2. 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
3. マスクの着用（従業員及び入場者に対する周知）
4. 施設の換気と消毒
5. 発熱等の症状がある場合の適切な対応

【具体的な対策例】

○入場の制限

- ・入場者の列は間隔を空け、入場整理により混雑を防ぐ
- ・状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限

○感染対策

- ・複数の人の手が触れる場所や物品を適宜消毒
- ・手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒
- ・窓口等の対面する場所にアクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯
- ・手洗いや手指消毒の徹底

○トイレ

- ・適時、拭き上げ消毒
- ・できるだけペーパータオルを設置
- ・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止

○休憩スペース

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしない
- ・休憩スペースは、常時換気することに努める
- ・共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒
- ・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗い

○ゴミの廃棄

- ・鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う

○清掃・消毒

- ・通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を適時に拭き上げ消毒

マージャン店、ゲームセンターなどにおける感染防止対策の徹底について

「基本的感染対策と具体例（共通事項）」を参考に、以下について重点的に感染防止対策をお願いします。

【入場者の制限等】

- 入場者及び従業員のマスク着用の徹底
- 発熱等の症状のある方の入場制限
- 入場者の手洗いや手指消毒の徹底
- 必要に応じて、入場制限等を行うことにより、施設内の移動においても、人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2mを目安に）を確保する

【施設内における対策等】

- 手指消毒設備の設置
- 施設の共用部分等の定期的（概ね1時間ごと）な消毒
- 施設の換気の徹底
- 利用者間で十分な間隔の確保
- 利用者の入れ替えのタイミングでの消毒
- 利用者間で大声で会話を行わないよう呼びかけ、かつBGMや機械の効果音等を最小限のものとし、大声での会話が行われていないことを確認できる状態にする
- 遊技中の食事の自粛

基本的感染対策と具体例(共通事項)

【基本的感染対策】

1. 人と人との間隔は、できるだけ2m空ける
2. 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
3. マスクの着用（従業員及び入場者に対する周知）
4. 施設の換気と消毒
5. 発熱等の症状がある場合の適切な対応

【具体的な対策例】

○入場の制限

- ・入場者の列は間隔を空け、入場整理により混雑を防ぐ
- ・状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限

○感染対策

- ・複数の人の手が触れる場所や物品を適宜消毒
- ・手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒
- ・窓口等の対面する場所にアクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯
- ・手洗いや手指消毒の徹底

○トイレ

- ・適時、拭き上げ消毒
- ・できるだけペーパータオルを設置
- ・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止

○休憩スペース

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしない
- ・休憩スペースは、常時換気することに努める
- ・共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒
- ・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗い

○ゴミの廃棄

- ・鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う

○清掃・消毒

- ・通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を適時に拭き上げ消毒

劇場等及び集会・展示施設における感染防止対策の徹底について

「基本的感染対策と具体例（共通事項）」を参考に、以下について重点的に感染防止対策をお願いします。

【入場者の制限等】

- 入場者の整理[入場前の間隔（できるだけ2mを目安に）確保]
- 入場者及び従業員のマスク着用の徹底
- 発熱等の症状のある方の入場制限
- 入場者の手洗いや手指消毒の徹底
- 必要に応じて、入場制限等を行うことにより、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2mを目安に）を確保する

【施設内における対策等】

- 利用者間の十分な間隔（できるだけ2mを目安に、四方を空けた席配置等）を確保する
- 人と人が対面する場所はパーテーションやビニールカーテンを設けること
- 手指消毒設備の設置
- 適切な消毒や換気等が行われること
- 休憩室等における3密の回避

基本的感染対策と具体例（共通事項）

【基本的感染対策】

1. 人と人との間隔は、できるだけ2m空ける
2. 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
3. マスクの着用（従業員及び入場者に対する周知）
4. 施設の換気と消毒
5. 発熱等の症状がある場合の適切な対応

【具体的な対策例】

○入場の制限

- ・入場者の列は間隔を空け、入場整理により混雑を防ぐ
- ・状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限

○感染対策

- ・複数の人の手が触れる場所や物品を適宜消毒
- ・手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒
- ・窓口等の対面する場所にアクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯
- ・手洗いや手指消毒の徹底

○トイレ

- ・適時、拭き上げ消毒
- ・できるだけペーパータオルを設置
- ・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止

○休憩スペース

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしない
- ・休憩スペースは、常時換気することに努める
- ・共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒
- ・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗い

○ゴミの廃棄

- ・鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う

○清掃・消毒

- ・通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を適時に拭き上げ消毒

商業施設における感染防止対策の徹底について

「基本的感染対策と具体例（共通事項）」を参考に、以下について重点的に感染防止対策をお願いします。

【入店者の制限等】

- 入場者の整理[入場前の間隔（できるだけ2mを目安に）確保]
- 入店者及び従業員のマスク着用の徹底
- 発熱等の症状のある方の入場制限
- 入店者の手洗いや手指消毒の徹底
- 必要に応じて、入場制限等を行うことにより、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2mを目安に）を確保すること

【施設内における対策等】

- 手指消毒設備の設置
- 施設の共用部分等の定期的（概ね1時間ごと）な消毒
- 適切な消毒や換気が行われること
- 会計時のレジ等における十分な間隔の確保
- 窓口等の対面する場所はパーテーションやビニールカーテンを設けること
- 商品サンプル等の提供自粛
- 電子決済の利用促進

基本的感染対策と具体例(共通事項)

【基本的感染対策】

1. 人と人との間隔は、できるだけ2m空ける
2. 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
3. マスクの着用（従業員及び入場者に対する周知）
4. 施設の換気と消毒
5. 発熱等の症状がある場合の適切な対応

【具体的な対策例】

○入場の制限

- ・入場者の列は間隔を空け、入場整理により混雑を防ぐ
- ・状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限

○感染対策

- ・複数の人の手が触れる場所や物品を適宜消毒
- ・手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒
- ・窓口等の対面する場所にアクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯
- ・手洗いや手指消毒の徹底

○トイレ

- ・適時、拭き上げ消毒
- ・できるだけペーパータオルを設置
- ・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止

○休憩スペース

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしない
- ・休憩スペースは、常時換気することに努める
- ・共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒
- ・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗い

○ゴミの廃棄

- ・鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う

○清掃・消毒

- ・通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を適時に拭き上げ消毒

食事提供施設における感染防止対策の徹底について

「基本的感染対策と具体例（共通事項）」を参考に、以下について重点的に感染防止対策をお願いします。

【入店者の制限等】

- 入場者の整理[入場前の間隔（できるだけ2mを目安に）確保]
- 入店者数や滞在時間の制限
- 入店者及び従業員のマスク着用の徹底
- 発熱等の症状のある方の入店制限
- 入店者の手洗いや手指消毒の徹底

【施設内における対策等】

- 手指消毒設備の設置
- できるだけ、対面ではなく横並びに座るようにする
- 個室などの密閉した部屋の使用や、座敷席等における多人数での使用を控える
- 座席の間にパーテーションを設け、又は座席の間隔を十分に空けるなど、3密の回避
- 来店者の入れ替えのタイミングでの消毒
- 大皿での取り分けによる料理提供の自粛
- お酌、グラスやおちょこの回し飲みを避けるようにする
- 酒類の提供時間への配慮

基本的感染対策と具体例(共通事項)

【基本的感染対策】

1. 人と人との間隔は、できるだけ2m空ける
2. 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
3. マスクの着用（従業員及び入場者に対する周知）
4. 施設の換気と消毒
5. 発熱等の症状がある場合の適切な対応

【具体的な対策例】

○入場の制限

- ・入場者の列は間隔を空け、入場整理により混雑を防ぐ
- ・状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限

○感染対策

- ・複数の人の手が触れる場所や物品を適宜消毒
- ・手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒
- ・窓口等の対面する場所にアクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯
- ・手洗いや手指消毒の徹底

○トイレ

- ・適時、拭き上げ消毒
- ・できるだけペーパータオルを設置
- ・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止

○休憩スペース

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしない
- ・休憩スペースは、常時換気することに努める
- ・共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒
- ・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗い

○ゴミの廃棄

- ・鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う

○清掃・消毒

- ・通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を適時に拭き上げ消毒

事務連絡
令和2年5月25日

各都道府県知事 殿

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

移行期間における都道府県の対応について

令和2年5月25日から緊急事態宣言が解除されることに伴い、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が改定され、「新しい生活様式」の定着等を前提として一定の移行期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている。各都道府県においては、移行期間において、特に下記の事項について留意されたい。8月1日以後の取扱いについては、今後検討の上、別途通知する。

記

1. 移行期間

移行期間については5月25日から7月31日までの約2か月間（感染の状況を見つつ、延長することがあり得る。）とし、この移行期間において、感染の状況を確認しつつ段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていくこととする。

具体的には、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価するための期間として3週間程度を要すると考えられることから、移行期間中において、外出の自粛、催物（イベント等）の開催制限、施設の使用制限の要請等について、6月1日、6月19日、7月10日から、それぞれ段階的に緩和することとする。

ただし、一部の地域で感染拡大の兆候やクラスターの発生が見られた場合は、都道府県知事は速やかに当該地域における対応を再検討することとする。また、仮に再度緊急事態措置の対象となる都道府県が生じた場合においては、具体的取扱いについて、別途通知する。

2. 外出の自粛等

基本的対処方針の三（3）6）①のとおり、各都道府県は、5月31日までの間においては、引き続き都道府県をまたぐ不要不急の移動は

避けるよう促すこと。6月1日から18日までの間においては、5月25日に緊急事態措置が解除された5都道府県相互間及び当該5都道府県と他の都道府県との間の不要不急の移動については慎重に検討するよう促すこと。

また、これまでにクラスターが発生しているような施設（例えば、接待を伴う飲食業、カラオケ、ライブハウス、スポーツジム等の施設。以下同じ。）については、基本的対処方針の三（三）六）①を踏まえ、次のとおりの対応とする。

- ・ 5月末までは5月14日付け事務連絡1（2）による対応を行うこと。
- ・ これまでにクラスターが発生しているような業種のうち、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等が実践されるなど感染防止策が徹底されれば一定の安全性が確保できると考えられる業種（カラオケ、スポーツジム等を想定。以下同じ。）については、ガイドラインの徹底等を前提として6月1日以後は外出の自粛要請等を緩和すること。
- ・ これまでにクラスターが発生しているような業種のうち、現段階において一定の安全性を確保することが難しいと考えられる業種（接待を伴う飲食業、ライブハウス等を想定。以下同じ。）については、安全に業務を行うことができるよう、施設や業種の特性等に応じた感染防止策を精査の上、業種ごとに感染拡大予防ガイドラインを策定する予定としているところ、当該ガイドライン等による感染防止策が策定され、感染防止策の徹底等により一定の安全性が確保されると考えられるまでは、引き続き5月14日付け事務連絡1（2）による対応を行うこと（なお、当該感染防止策の策定は、6月18日までにを行う予定であること。）。

加えて、基本的対処方針の三（三）六）③を踏まえ、緊急事態宣言の再指定基準の少なくとも半分程度の新規報告者等が見られる都道府県等感染拡大の傾向がある都道府県においては、国と連携して、これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設への外出を避けるよう強力に呼びかけること。

また、観光振興に関しては、基本的対処方針の三（三）六）①を踏まえ、まずは県内観光振興から徐々に取り組みこととし、6月19日以後に都道府県をまたぐ観光振興に取り組みこととする。また、観光地において人と人との間隔を確保するよう周知すること。

なお、感染拡大を予防する新しい生活様式の定着に係る対応については、引き続き5月14日付け事務連絡1（2）による対応を行うこと。

3. 催物（イベント等）の開催制限

（1）催物開催に係る段階的緩和

基本的対処方針の三（三）六）①に示されているように、都道府県は、「催物等の開催に対する中止又は延期要請等については、「新しい生活様式」や業種ごとに策定されるガイドラインに基づく適切な感染防止策が講じられることを前提に、①～③の概ね3週間ごとに、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、段階的に規模要件（人数上限）を緩和すること」などとされている。ここで、イベント開催の可否を判断するに当たっては、6月18日までの間は、

- ・ 屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分程度以内の参加人数にすること
- ・ 屋外であれば200人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）

を目安としつつ、適切な感染防止策（入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気、出演者の発声等を伴う催物にあっては客席との十分な距離の確保、声援に係る感染防止策等）が実施されていることを前提に、開催することが考えられる。また、イベントそのものがリスクの低い場で行われたとしても、イベントの前後や休憩時間などの交流の場で感染拡大のリスクを高める可能性があることを踏まえ、イベントの主催者等はこうした交流等を極力控えることを呼びかけるよう周知すること。

上記のイベントに係る人数、収容定員に係る人数割合及び人と人との距離に係る要件については、基本的対処方針を踏まえ、段階ごとに次に掲げる数値を上限として都道府県知事が地域の医療提供体制等の状況を踏まえた数値として、概ね3週間ごとに段階的に緩和する。ただし、緩和される6月19日以後においては、イベントの出演者等の移動も増大することに照らし、上記感染防止策等が実施されることに加え、主催者がイベントの選手・出演者、観客等の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動管理（例えば、夜の街への外出等の感染リスクのある行動の回避）を行うものであることを前提とする。

なお、展示会、見本市等についても、人数、収容定員に係る人数割合及び人と人との距離に係る要件並びに感染防止策についてはイベントに準じて対応することとし、人と人との距離等が確保されるよう入場制限等の対応を適切に講ずるよう促すこと。

【6月19日～7月9日】

- ・ 屋内・屋外ともに1,000人以下。

- ・ 上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）。

【7月10日～31日】

- ・ 屋内・屋外ともに5,000人以下。
- ・ 上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）。

(注) 上記の人数は、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれている場合（例えばプロスポーツイベントの選手と観客等）には参加者数のみを計上することとし、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれていない場合（例えば展示会的主催者と来場者等）には両者を合計した数とする。

(2) イベントの無観客開催について

全国的な人の移動を伴うイベント（プロスポーツ等）については、主催者において選手・出演者等に対して適切な感染予防策（例えば、選手等に発熱や感冒症状がある場合の出場自粛、控え場所等における三密回避等）を講じることやイベントの選手・出演者、観客等の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動管理（例えば、夜の街への外出等の感染リスクのある行動の回避）を確保することを前提として、まずは6月19日以後、無観客で開催することを求めていくこと（7月10日以後は上記（1）のとおり的人数、収容定員に係る人数割合及び人と人との距離に係る要件によること）。

いずれにしても、こうしたイベントを開催しようとする場合には、事前に各都道府県と主催者側とで十分に調整することが適切である。

(3) 祭り等の行事に係る対応

祭り、花火大会、野外フェスティバル等、人数の管理が困難な行事については、次のとおりの対応を行うこと。

- ① 地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるもの（5月末までの期間については、屋内にあっては100人又は収容定員の半分のいずれか少ない数を上限とする参加人数と、屋外にあっては200人を上限として人と人との距離を十分に確保できる参加人数（できるだけ2m）とする。）については、適切な感染防止策（例えば、発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等）を講ずることを呼びかけること。

- ② ①以外の行事（全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なもの）については、中止を含めて慎重に検討するよう促すこと。

（４）感染拡大防止に係る重要な留意点

- ① （１）の上限人数に満たないイベントであっても、イベントの形態や場所によってリスクが異なることには十分に留意すること。例えば、密閉された空間において大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が想定されるようなイベント等に関しては、上記の上限人数や収容率の目安に関わらず、開催にあたってより慎重に検討するよう促すとともに、次の「４．施設の使用制限等」の内容も踏まえて対応を行うこと。
- ② 都道府県は、イベントの主催者等に対して、参加者の名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、導入が検討されているスマートフォンを活用した接触確認アプリは接触率の低減や感染の拡大防止に寄与すること等を周知すること。
- ③ 緊急事態宣言の再指定基準の半分程度の新規報告者等が見られる等感染拡大の傾向がある都道府県や催物等におけるクラスターの発生があった都道府県においては、国と連携して、催物等の無観客化（TV・ネット中継を含む。）、中止又は延期等を含めて、速やかに主催者等に対して必要な協力の要請を行うこと。

４．施設の使用制限等

（１）施設の使用制限等に係る取扱いの原則

基本的対処方針の三（３）６）①に示されているように、都道府県は、これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、引き続き、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者等に対して必要な協力を依頼すること。具体的には、これら施設について、これまでにクラスターが発生しているような施設の業種と同様に施設の使用制限等の協力を要請することを含めた対応を検討するほか、５月１４日付け事務連絡別紙２の「施設に応じた感染拡大を予防するための工夫（例）」を参考に、換気や消毒、入場制限をはじめとする人と人との距離を確保する措置などの感染防止策を強く働きかけること等の対応を行うこと。さらに、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた感染拡大防止のための取組が適切に行われるよう強く働きかけること。

都道府県知事は、業種別に策定される感染拡大予防ガイドラインに基づく対応が実践されていない施設については、施設の使用制限

等の協力要請を含め必要な協力要請を検討すること。

また、移行期間中においてクラスターが発生した際は、当該業種について特措法第24条第9項の規定に基づく施設の使用制限等の協力要請を検討するほか、感染者が多数にのぼった場合等には、当該クラスターの発生が他の都道府県において生じたときでも同項の規定に基づく施設の使用制限等の協力要請を検討すること。

(2) これまでにクラスターが発生しているような施設の業種について

5月末日までは5月14日付け事務連絡により施設の使用制限等の協力要請を行う。

その後の取扱いは、次のとおりとする。

- ・ 都道府県は、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等が実践されるなど感染防止策が徹底されれば一定の安全性が確保できると考えられる業種については、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインを徹底するよう強く促す一方で、当該ガイドラインが実践されることを前提に、施設の使用制限等の協力要請を行っている場合はこれを緩和すること。また、クラスターが発生した場合は、(1)により対応すること。

- ・ 現段階において一定の安全性を確保することが難しいと考えられる業種については、安全に業務を行うことができるよう、施設や業種の特性等に応じた感染防止策を精査の上、業種ごとに感染拡大予防ガイドラインを策定する予定としているところ、当該ガイドライン等による感染防止策が策定され、感染防止策の徹底等により一定の安全性が確保されると考えられるまでは、引き続き5月14日付け事務連絡により特措法第24条第9項の規定に基づく施設の使用制限等の協力を要請することを含めて、地域の感染状況等を踏まえて慎重に検討を行うこと。なお、当該ガイドラインの策定は6月18日までに行われるよう準備が進められる予定であるので、留意されたい。また、クラスターが発生した場合は、(1)により対応すること。

(3) 感染拡大の傾向がある都道府県における対応

基本的対処方針の三(3)6)③に記載されているとおり、緊急事態宣言の再指定基準の半分程度の新規報告者等が見られる等感染拡大の傾向がある都道府県においては、国と連携して、迅速かつ適切に特措法第24条第9項に基づく措置等を講ずること。

(4) 有効な感染拡大防止策の周知

都道府県は、施設の管理者等に対して、施設利用者の名簿を作成

して連絡先等を把握しておくことや、導入が予定されているスマートフォンを活用した接触確認アプリは接触率の低減や感染の拡大防止に寄与すること等を周知すること。

(5) 感染拡大予防ガイドラインの更新

業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインについては、感染状況の変化等に応じて随時更新されることとなるものであることに留意されたい（例えば、6月以後にクラスターが発生した業種については、当該クラスター発生や感染拡大の原因に応じ、ガイドラインの内容が見直されることとなる。）。

5. 出勤

都道府県は、基本的対処方針の三（3）6）①に基づき、引き続き事業者に対して、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤等、人との接触を低減する取組を働きかけるとともに、職場や店舗等に関して、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践をはじめとして、感染拡大防止のための取組が適切に行われるよう働きかけること。

6. その他

- ① 都道府県は、基本的対処方針の三（3）6）④に基づき、2～4の取組を行うに当たっては、あらかじめ当室と迅速に情報共有を行うこと。
- ② 都道府県は、感染の状況等を継続的に監視し、その変化が認められた場合、住民に適切に情報提供を行い、感染拡大への警戒を呼びかけること。
- ③ 外出自粛、催物（イベント等）の開催制限、施設の使用制限等の段階的緩和の目安については、別紙にその概要がまとめられているので、参照されたいこと。

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。イベント主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、参加者の連絡先把握、接触確認アプリの周知、イベント前後の感染対策（行動管理含む）の呼びかけ。
- 感染拡大の兆候やイベント等でのクラスターの発生があった場合、イベントの無観客化や延期、中止等も含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。
- 今後、感染状況等に変化がみられる場合、段階的解除の目安の変更や必要な対策等を通知。

＜基本的な考え方＞

時期	収容率	人数上限
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	屋内	100人
	屋外	200人
ステップ② 6月19日～ *ステップ①から約3週間後	屋内	1000人
	屋外	1000人
ステップ③ 7月10日～ *ステップ②から約3週間後	屋内	5000人
	屋外	5000人
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日を目途 *ステップ③から約3週間後	屋内	上限なし
	屋外	上限なし

(注) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。

イベント開催制限の段階的緩和の目安（その2）

○ イベント主催者は、特に、全国的な移動を伴うものには格段の注意。イベント参加者は、自身が感染対策を徹底していても、感染リスクはあることに留意。また、発熱等の症状がある者はイベントに参加しない（無症状で感染させる可能性も）。

＜具体的な当てはめ＞

時期	コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 (全国的移動を伴うもの)	お祭り・野外フェス等
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	○ 【100人又は50%（注） （屋外200人）】 * 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、音楽器にも注意	○ 【100人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	×	△ 【100人又は50% （屋外200人）】 * 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
ステップ② 6月19日～ * ステップ①から約3週間後	○ 【1000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、音楽器にも注意	○ 【1000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【無観客】 （ネット中継等） * 無観客でも感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手等の行動管理	×
ステップ③ 7月10日～ * ステップ②から約3週間後	○ 【5000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応 * GoToキャンペーンによる支援（7月下旬～）	○ 【5000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応 * GoToキャンペーンによる支援（7月下旬～）	○ 【5000人又は50%】 * 感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理 * GoToキャンペーンによる支援（7月下旬～）	○ * 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日 を目安 * ステップ③から約3週間後	○ 【50%】 * 密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応 * GoToキャンペーンによる支援	○ 【50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応 * GoToキャンペーンによる支援	○ 【50%】 * 感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理 * GoToキャンペーンによる支援	△ 【十分な間隔】 （できれば2m） * 感染状況を踏まえて、判断。

(注)どちらか小さい方を限度。他の場合も同様。

外出自粛の段階的緩和の目安

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。
- 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、外出自粛の強化等を含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターによる発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。

時期		外出自粛	
		県をまたぐ移動等	観光
【移行期間】 ステップ① 5月25日～		△ * 不要不急の県をまたぐ移動は避ける（これまでと同じ）。	△ * 観光振興は県内で徐々に、人との間隔は確保
ステップ① 6月1日～		○ * 一部首都圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）、北海道との間の不要不急の県をまたぐ移動は慎重に。	
ステップ② 6月19日～ * ステップ①から約3週間後			△
ステップ③ 7月10日～ * ステップ②から約3週間後		○	* 観光振興は県をまたぐものも含めて徐々に、人との間隔は確保 * GoToキャンペーンによる支援（7月下旬～）
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日を目途 * ステップ③から約3週間後			○ * GoToキャンペーンによる支援

クラスター発生施設等に係る外出自粛や休業要請等の段階的緩和の目安

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。施設管理者等は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、施設利用者等の連絡先把握や接触確認アプリの周知。
- 持続化補助金の中で、施設の感染防止の取組を支援。
- 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、施設の使用制限等を含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターによる発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。

時期		クラスター発生施設等への外出自粛・休業要請等	
		接待を伴う飲食業、ライブハウス等	カラオケ、スポーツジム等（注）
【移行期間】 ステップ① 5月25日～		×～△	×～△
ステップ① 6月1日～		×～△	×～△
ステップ② 6月19日～		○	○
ステップ③ 7月10日～		○	○
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日を目途		○	○

* 知事の判断。
* 業種別ガイドラインの作成。

* 知事の判断。
* 業界や専門家等による更なる感染防止策等の検討。

* 人数管理・感染防止策を徹底し、厳密なガイドライン等を遵守。知事の判断。

* クラスターが発生した場合には休業要請等を検討。

* 感染防止策を徹底し、厳密なガイドライン等を遵守。知事の判断。

* クラスターが発生した場合には休業要請等を検討。

感染状況を見つつ、
8月1日を目途
* ステップ③から約3週間後

(注) バーやその他屋内運動施設等も含まれる。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

政府は、新型コロナウイルス感染症への対策は危機管理上重大な課題であるとの認識の下、国民の生命を守るため、これまで水際での対策、まん延防止、医療の提供等について総力を挙げて講じてきた。国内において、感染経路の不明な患者の増加している地域が散発的に発生し、一部の地域で感染拡大が見られてきたため、令和2年3月26日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）附則第1条の2第1項及び第2項の規定により読み替えて適用する法第14条に基づき、新型コロナウイルス感染症のまん延のおそれが高いことが、厚生労働大臣から内閣総理大臣に報告され、同日に、法第15条第1項に基づく政府対策本部が設置された。

国民の生命を守るためには、感染者数を抑えること及び医療提供体制や社会機能を維持することが重要である。

そのうえで、まずは、後述する「三つの密」を徹底的に避ける、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」などの基本的な感染対策を行うことをより一層推進し、さらに、積極的疫学調査等によりクラスター（患者間の関連が認められた集団。以下「クラスター」という。）の発生を抑えることが、いわゆるオーバーシュートと呼ばれる爆発的な感染拡大（以下「オーバーシュート」という。）の発生を防止し、感染者、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるためには重要である。

また、必要に応じ、外出自粛の要請等の接触機会の低減を組み合わせることで実施することにより、感染拡大の速度を可能な限り抑制することが、上記の封じ込めを図るためにも、また、医療提供体制を崩壊させないためにも、重要である。

あわせて、今後、国内で感染者数が急増した場合に備え、重症者等への対応を中心とした医療提供体制等の必要な体制を整えるよう準備することも必要である。

既に国内で感染が見られる新型コロナウイルス感染症に関しては、

- ・ 肺炎の発生頻度が、季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高く、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあること
- ・ 感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状況であること

が、総合的に判断されている。

このようなことを踏まえて、令和2年4月7日に、新型コロナウイルス感染症対策本部長（以下「政府対策本部長」という。）は法第32条第1項に基づき、緊急事態宣言を行った。緊急事態措置を実施すべき期間は令和2年4月7日から令和2年5月6日までの29日間であり、緊急事態措置を実施すべき区域は埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県とした。また、4月16日に、上記7都府県と同程度に感染拡大が進んでいる道府県として北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府について緊急事態措置を実施すべき区域に加えるとともに、それ以外の県においても都市部からの人の移動等によりクラスターが各地で発生し、感染が拡大傾向に見られることなどから、人の移動を最小化する観点等より、全都道府県について緊急事態措置を実施すべき区域とすることとした。これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間は、令和2年4月16日から令和2年5月6日までとした。

令和2年5月4日に、感染状況の変化等について分析・評価を行ったところ、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民の一体となった取組により、全国の実効再生産数は1を下回っており、新規報告数は、オーバーシュートを免れ、減少傾向に転じるという一定の成果が

現れはじめる一方、引き続き医療提供体制がひっ迫している地域も見られ、当面、新規感染者を減少させる取組を継続する必要があったことから、同日、法第 32 条第 3 項に基づき、引き続き全都道府県について緊急事態措置を実施すべき区域とし、これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間を令和 2 年 5 月 31 日まで延長することとした。

令和 2 年 5 月 14 日には、その時点での感染状況の変化等について分析・評価を行い、後述する緊急事態措置を実施すべき区域の判断にあたっての考え方（以下「区域判断にあたっての考え方」という。）を踏まえて総合的に判断し、同日、法第 32 条第 3 項に基づき、緊急事態措置を実施すべき区域を北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県とする変更を行った。

また、令和 2 年 5 月 21 日には、同様に、分析・評価を行い、総合的に判断し、法第 32 条第 3 項に基づき、緊急事態措置を実施すべき区域を北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県とする変更を行った。

その後、令和 2 年 5 月 25 日に改めて感染状況の変化等について分析・評価を行い、「区域判断にあたっての考え方」を踏まえて総合的に判断したところ、全ての都道府県が緊急事態措置を実施すべき区域に該当しないこととなった。そのため、同日、政府対策本部長は、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められることから、法第 32 条第 5 項に基づき、緊急事態解除宣言を行うこととする。

緊急事態宣言が解除された後は、一定の移行期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていくこととなる。その場合において、後述する感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着や、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践が前提となる。また、再度、感染の拡大が認められた場合には、的確な経済・雇用対策を講じつつ、速やかに強い感染拡大防止対策等を講じる必要がある。

そのため、引き続き、政府及び都道府県は感染の状況等を継続的に監視するとともに、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む

国民が相互に連携しながら、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を社会経済全体に定着させていく必要がある。事業者において、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等が実践されることも重要である。

また、再度、感染が拡大する場合に備える必要がある。新規感染者数の増大に十分対応することができるよう、医療提供体制の維持に向けて万全の準備を進めておく必要があるほか、検査体制の強化、保健所の体制強化及びクラスター対策の強化等に取り組むことが重要である。

こうした取組を実施することにより、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を持続的に可能としていく。

本指針は、国民の生命を守るため、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を的確に把握し、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって、新型コロナウイルス感染症対策をさらに進めていくため、今後講じるべき対策を現時点で整理し、対策を実施するにあたって準拠となるべき統一的指針を示すものである。

一 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実

我が国においては、令和2年1月15日に最初の感染者が確認された後、5月23日までに、合計46都道府県において合計16,375人の感染者、820人の死亡者が確認されている。

都道府県別の動向としては、東京都及び大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県の13都道府県については、累積患者数が100人を超えるとともに、感染経路が不明な感染者数が半数程度以上に及んでおり、また直近1週間の倍加時間が10日未満であったことなどから、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある都道府県として、本対処方針において特定都道府県（緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県）の中でも「特定警戒都道府県」と位置付けて対策を促してきた。

また、これら特定警戒都道府県以外の県についても、都市部からの人の移動等によりクラスターが都市部以外の地域でも発生し、感染拡大の傾向が見られ、そのような地域においては、医療提供体制が十分に整っていない場合も多く、感染が拡大すれば、医療が機能不全に陥る可能性が高いことや、政府、地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって感染拡大の防止に取り組むためには、全都道府県が足並みをそろえた取組が行われる必要があることなどから、全ての都道府県について緊急事態措置を実施すべき区域として感染拡大の防止に向けた対策を促してきた。

その後、令和2年5月1日及び4日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「専門家会議」という。）の見解を踏まえ、5月上旬には、未だ全国的に、相当数の新規報告数が確認されており、今後の急激な感染拡大を抑止できる程度にまで、新規感染者を減少させるための取組を継続する必要があったことなどから、引き続き、それまでの枠組みを維持し、全ての都道府県について緊急事態措置を実施すべき区域（特定警戒都道府県は前記の13都道府県とする。）として感染拡大の防止に向けた取組を進めてきた。

その後、全国的に新規報告数の減少が見られ、また、新型コロナウイルス感染症に係る重症者数も減少傾向にあることが確認され、さらに、病床等の確保も進み、医療提供体制のひっ迫の状況も改善されてきた。

緊急事態措置を実施すべき区域の判断にあたっては、これまで基本的対処方針においても示してきたとおり、以下の三点に特に着目した上で、総合的に判断する必要がある。

①感染の状況（疫学的状況）

オーバーシュートの兆候は見られず、クラスター対策が十分に実施可能な水準の新規報告数であるか否か。

②医療提供体制

感染者、特に重症者が増えた場合でも、十分に対応できる医療提供体制が整えられているか否か。

③監視体制

感染が拡大する傾向を早期に発見し、直ちに対応するための体制が整えられているか否か。

これらの点を踏まえ、各区域について、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるにあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染の状況、医療提供体制、監視体制等を踏まえて総合的に判断する（区域の判断にあたっての考え方）。

感染の状況については、1週間単位で見ると新規報告数が減少傾向にあること、及び、3月上中旬頃の新規報告数である、クラスター対策が十分に実施可能な水準にまで新規報告数が減少しており、現在のPCR検査の実施状況等を踏まえ、直近1週間の累積報告数が10万人あたり0.5人程度以下であることを目安とする。直近1週間の10万人あたり累積報告数が、1人程度以下の場合には、減少傾向を確認し、特定のクラスターや院内感染の発生状況、感染経路不明の症例の発生状況についても考慮して、総合的に判断する。

医療提供体制については、新型コロナウイルス感染症の重症者数が持続的に減少しており、病床の状況に加え、都道府県新型コロナウイルス対策調整本部、協議会の設置等により患者急増に対応可能な体制が確保されていることとする。

監視体制については、医師が必要とするPCR検査等が遅滞なく行える体制が整備されていることとする。

令和2年5月14日には、以上の「区域判断にあたっての考え方」を踏まえて総合的に判断したところ、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県の8都道府県については、直近1週間の累積報告数が10万人あたり0.5人以上であることなどから、引き続き特定警戒都道府県として、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていくこととなった。

また、令和2年5月21日には、同様に、分析・評価を行い、総合的に判断したところ、北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の5都道

県については、直近1週間の累積報告数が10万人あたり0.5人以上であることなどから、引き続き特定警戒都道府県として、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要があった。

その後、令和2年5月25日に改めて感染状況の変化等について分析・評価を行い、「区域判断にあたっての考え方」を踏まえて総合的に判断したところ、全ての都道府県が緊急事態措置を実施すべき区域に該当しないこととなったため、同日、緊急事態解除宣言が発出された。

緊急事態宣言が解除された後も、全ての都道府県において、後述する「(3)まん延防止6)緊急事態宣言解除後の都道府県における取組等」を踏まえ、基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要があるとともに、感染の状況等を継続的に監視し、その変化に応じて、迅速かつ適切に感染拡大防止の取組を行う必要がある。

また、再度、感染が拡大し、まん延のおそれがあると認められ、緊急事態措置を実施すべき区域とするにあたっては、4月7日時点の感染の状況も踏まえて、令和2年4月7日変更の基本的対処方針で示してきた考え方と基本的には同様の考え方に立ち、オーバーシュートの予兆が見られる場合には迅速に対応することとし、直近の報告数や倍加時間、感染経路の不明な症例の割合等を踏まえて、総合的に判断する。

新型コロナウイルス感染症については、下記のような特徴がある。

- ・ 一般的な状況における感染経路の中心は飛沫感染及び接触感染であるが、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされている。また、発症前2日の者や無症候の者からの感染の可能性も指摘されている。一方、人と人との距離を確保することにより、大幅に感染リスクが下がるとされている。
- ・ 集団感染が生じた場の共通点を踏まえると、特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）

という3つの条件（以下「三つの密」という。）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられる。また、これ以外の場であっても、人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すことや歌うことにはリスクが存在すると考えられる。激しい呼気や大きな声を伴う運動についても感染リスクがある可能性が指摘されている。

- ・ これまで、繁華街の接待を伴う飲食店等、ライブハウス、バー、スポーツジムや運動教室等の屋内施設においてクラスターが確認されてきたが、現在では医療機関及び福祉施設等での集団感染が見受けられる状況であり、限定的に日常生活の中での感染のリスクが生じてきているものの、広く市中で感染が拡大しているわけではないと考えられる。
- ・ 世界保健機関（World Health Organization: WHO）によると、現時点において潜伏期間は1-14日（一般的には約5-6日）とされており、また、厚生労働省では、これまでの新型コロナウイルス感染症の情報なども踏まえて、濃厚接触者については14日間にわたり健康状態を観察することとしている。
- ・ 新型コロナウイルスに感染すると、発熱や呼吸器症状が1週間前後持続することが多く、強いたるさ（倦怠感）や強い味覚・嗅覚障害を訴える人が多いことが報告されている。
- ・ 中国における報告（令和2年3月9日公表）では、新型コロナウイルス感染症の入院期間の中央値は11日間と、季節性インフルエンザの3日間よりも、長くなることが報告されている。
- ・ 罹患しても約8割は軽症で経過し、また、感染者の8割は人への感染はないと報告されている。さらに入院例も含めて治癒する例も多いことが報告されている。
- ・ 重症度としては、季節性インフルエンザと比べて死亡リスクが高いことが報告されている。中国における報告（令和2年2月28日公表）では、確定患者での致死率は2.3%、中等度以上の肺炎の割合は18.5%であることが報告されている。季節性インフルエンザに関しては、致死率は0.00016%-0.001%程度、肺炎の割合は1.1%-4.0%、累積推計患者数に対する超過死亡者数の比は約

0.1%であることが報告されている。このように新型コロナウイルス感染症における致死率及び肺炎の割合は、季節性インフルエンザに比べて、相当程度高いと考えられる。また、特に、高齢者・基礎疾患を有する者では重症化するリスクが高いことも報告されており、医療機関や介護施設等での院内感染対策、施設内感染対策が重要となる。上記の中国における報告では、年齢ごとの死亡者の割合は、60歳以上の者では6%であったのに対して、30歳未満の者では0.2%であったとされている。

- ・ 日本における報告（令和2年4月30日公表）では、症例の大部分は20歳以上、重症化の割合は7.7%、致死率は2.5%であり、60歳以上の者及び男性における重症化する割合及び致死率が高いと報告されている。
- ・ 日本国内におけるウイルスの遺伝子的な特徴を調べた研究によると、令和2年1月から2月にかけて、中国武漢から日本国内に侵入した新型コロナウイルスは3月末から4月中旬に封じ込められた（第一波）一方で、その後欧米経由で侵入した新型コロナウイルスが日本国内に拡散したものと考えられている（第二波）。
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第12条に基づき、令和2年3月31日までに報告された患者における、発症日から報告日までの平均期間は9.0日であった。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染力を調べた台湾の研究では、新型コロナウイルス感染症は、発症前から発症直後の時期に最も感染力が高く、発症6日目以降は感染力が大きく低下することが示されている。
- ・ 現時点では、対症療法が中心であるが、5月7日、レムデシビルが、重症患者に対する治療薬として特例承認された。これ以外のいくつかの既存の候補薬についても、患者の観察研究等が進められている。また、5月13日に、迅速診断用の抗原検査キットが承認されている。

なお、現時点ではワクチンが存在しないことから、新型インフルエンザ等対策政府行動計画に記載されている施策のうち、予防接種に係る施策については、本基本的対処方針には記載していない。

- ・ 新型コロナウイルス感染症による日本での経済的な影響を調べた研究では、クレジットカードの支出額によれば、人との接触が多い業態や在宅勤務（テレワーク）の実施が困難な業態は、3月以降、売り上げがより大きく減少しており、影響を受けやすい業態であったことが示されている。
- ・ 現時点では、新型コロナウイルス感染症は未だ不明な点が多い感染症である。

二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

- ① 緊急事態宣言が解除された後は、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着等を前提として、地域の感染状況や医療提供体制の確保状況等を踏まえながら、一定の移行期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていく。その際、感染状況は地域によって異なることから、各都道府県知事が適切に判断する必要があるとともに、人の移動があることから、隣県など社会経済的につながりのある地域の感染状況に留意する必要がある。
- ② 感染拡大を予防する「新しい生活様式」を社会経済全体に定着させていくとともに、事業者に対して業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践を促していく。
- ③ 新型コロナウイルス感染症は、今後も、感染拡大のリスクが存在するため、監視体制の整備及び的確な情報提供・共有により、感染状況等を継続的に監視する。また、感染が拡大する場合に備え、医療提供体制の維持に向けて万全の準備を進めるほか、検査機能の強化、保健所の体制強化及びクラスター対策の強化等に取り組む。
- ④ 的確な感染拡大防止策及び経済・雇用対策により、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を持続的に可能としていく。
- ⑤ 再度、感染の拡大が認められた場合には、速やかに強い感染拡大防止対策等を講じる。

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(1) 情報提供・共有

① 政府は、以下のような、国民に対する正確で分かりやすく、かつ状況の変化に即応した情報提供や呼びかけを行い、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応をお願いする。

- ・ 発生状況や患者の病態等の臨床情報等の正確な情報提供。
- ・ 国民にわかりやすい疫学解析情報の提供。
- ・ 医療提供体制及び検査体制に関するわかりやすい形での情報の提供。
- ・ 「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着に向けた周知。
- ・ 室内で「三つの密」を避ける。特に、日常生活及び職場において、人混みや近距離での会話、多数の者が集まり室内において大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなるような運動を行うことを避けるように強く促す。飲食店等においても「三つの密」のある場面は避けること。
- ・ 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践。
- ・ 風邪症状など体調不良が見られる場合の休暇取得、学校の欠席、外出自粛等の呼びかけ。
- ・ 感染リスクを下げるため、医療機関を受診する時は、予め電話で相談することが望ましいことの呼びかけ。
- ・ 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の考え方をわかりやすく周知。
- ・ 感染者・濃厚接触者や、診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことの呼びかけ。
- ・ 従業員及び学生の健康管理や感染対策の徹底についての周知。
- ・ 家族以外の多人数での会食を避けること。

- ・ 今回の対策では、「ロックダウン」(都市封鎖)のような施策は政府として実施しないことを周知し、国民の落ち着いた対応(不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたいだ移動の自粛等や商店への殺到の回避及び買い占めの防止)の呼びかけ。
- ② 政府は、広報担当官を中心に、官邸のウェブサイトにおいて厚生労働省等の関係省庁のウェブサイトへのリンクを紹介するなどして有機的に連携させ、かつ、ソーシャルネットワークキングサービス(SNS)等の媒体も積極的に活用することで、迅速かつ積極的に国民等への情報発信を行う。
- ③ 政府は、民間企業等とも協力して、情報が必ずしも届いていない層に十分な情報が行き届くよう、丁寧な情報発信を行う。
- ④ 厚生労働省は、感染症の発生状況やクラスターの発生場所、規模等について迅速に情報を公開する。
- ⑤ 外務省は、全世界で感染が拡大していることを踏まえ、各国に滞在する邦人等への適切な情報提供、支援を行う。
- ⑥ 政府は、検疫所からの情報提供に加え、企業等の海外出張又は長期の海外滞在のある事業所、留学や旅行機会の多い大学等においても、帰国者への適切な情報提供を行い、渡航の是非の判断・確認や、帰国者に対する2週間の外出自粛の要請等の必要な対策を講じるよう周知を図る。
- ⑦ 政府は、国民、在留外国人、外国人旅行者及び外国政府への適切かつ迅速な情報提供を行い、国内でのまん延防止と風評対策につなげる。また、政府は、日本の感染対策や感染状況の十分な理解を醸成するよう、諸外国に対して情報発信に努める。
- ⑧ 地方公共団体は、政府との緊密な情報連携により、様々な手段により住民に対して地域の感染状況に応じたメッセージや注意喚起を行う。
- ⑨ 都道府県等は、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により得られた情報を分析し、今後の対策に資する知見をまとめて、国民に還元するよう努める。
- ⑩ 政府は、今般の新型コロナウイルス感染症に係る事態が行政文書の管理に関するガイドライン(平成23年4月1日内閣総理大臣決定)に基づく

「歴史的緊急事態」と判断されたことを踏まえた対応を行う。地方公共団体も、これに準じた対応に努める。

(2) サーベイランス・情報収集

- ① 感染症法第 12 条に基づく医師の届出により疑似症患者を把握し、医師が必要と認める検査を実施する。
- ② 厚生労働省及び都道府県、保健所設置市、特別区（以下「都道府県等」という。）は、感染が拡大する傾向が見られる場合はそれを迅速に察知し、的確に対応できるよう、戦略的サーベイランス体制を整えておく必要がある。また、社会経済活動と感染症予防の両立を進めるためにも感染状況を的確に把握できる体制を持つことが重要であるとの認識の下、地方衛生研究所や民間の検査機関等の関係機関における検査体制の一層の強化、地域の関係団体と連携した地域外来・検査センターの設置等を迅速に進めるとともに、新しい検査技術についても医療現場に迅速に導入する。都道府県は、医療機関等の関係機関により構成される会議体を設けること等により、民間の検査機関等の活用促進を含め、PCR等検査の実施体制の把握・調整等を図る。さらに、厚生労働省は、PCR検査及び抗原検査の役割分担について検討・評価を行う。また、これらを踏まえ、検査が必要な者に、より迅速・円滑に検査を行い、医療従事者はもとよりその他の濃厚接触者に対するPCR等検査の拡大に向けて取組を進めるとともに、院内・施設内感染対策の強化を図る。国と都道府県等で協働して今後の感染拡大局面も見据えた準備を進めるため、厚生労働省は、相談・検体採取・検査の一連のプロセスを通じた対策強化について都道府県等に指針を示すとともに、これらの対策の促進のため、財政的な支援をはじめ必要な支援を行い、都道府県等は、各プロセスを点検し、対策を実施する。
- ③ 厚生労働省は、感染症法第 12 条に基づく医師の届出とは別に、市中での感染状況を含め国内の流行状況等を把握するため、抗体保有状況に関する調査など有効なサーベイランスの仕組みを構築する。仕組みの構築にあたっては現場が混乱しないように留意する。また、インフルエンザ・肺炎死亡における、いわゆる超過死亡についても、現行システムの改善も含め、適切に把

握できるよう、早急に体制を整える。

- ④ 厚生労働省は、医療機関や保健所の事務負担の軽減を図りつつ、患者等に関する情報を関係者で迅速に共有するための情報把握・管理支援システム（Health Center Real-time Information-sharing System on COVID-19. H E R - S Y S）を早急に全国展開する。また、本システムを活用し、都道府県別の陽性者数やPCR等検査の実施状況などの統計データの収集・分析を行い、適宜公表し、より効果的・効率的な対策に活用していく。
- ⑤ 政府は、医療機関の空床状況や人工呼吸器・ECMOの保有・稼働状況等を迅速に把握する医療機関等情報支援システム（Gathering Medical Information System. G - M I S）を構築・運営し、医療提供状況を一元的かつ即座に把握するとともに、都道府県等にも提供し、迅速な患者の受入調整等にも活用する。
- ⑥ 文部科学省及び厚生労働省は、学校等での集団発生の把握の強化を図る。
- ⑦ 政府は、迅速診断用の簡易検査キット等の開発の支援を引き続き進め、可及的速やかに国内での供給体制を整備する。
- ⑧ 都道府県は、自治体間での迅速な情報共有に努めるとともに、県下の感染状況について、リスク評価を行う。

(3) まん延防止

1) 外出の自粛（後述する職場への出勤を除く）

- ① 特定警戒都道府県は、引き続き、「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」を目指して、法第45条第1項に基づく外出の自粛について協力の要請を行うものとする。その際、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは、感染拡大防止の観点から極力避けるよう住民に促す。また、これまでにクラスターが発生している、繁華街の接待を伴う飲食店等については、年齢等を問わず、外出を自粛するよう促す。

一方、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要

な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては外出の自粛要請の対象外とする。

また、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策の徹底は当然として、接触機会の8割低減を目指し、あらゆる機会を捉えて、4月22日の専門家会議で示された「10のポイント」、5月4日の専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」等を活用して住民に周知を行うものとする。

- ② 特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、法第24条第9項等に基づき、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは、感染拡大防止の観点から極力避けるよう住民に促すとともに、これまでにクラスターが発生している、繁華街の接待を伴う飲食店等については、年齢等を問わず、外出を自粛するよう促す。

このほか、これまでにクラスターが発生しているような場や、「三つの密」のある場については、これまでと同様、外出を自粛するよう促すものとする。

一方で、これら以外の外出については、5月1日及び4日の専門家会議の提言を踏まえ、「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の徹底を住民に求めていくものとする。

その際、今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、こうした新しい生活様式を定着していくことの趣旨や必要性について、あらゆる機会を捉えて、4月22日の専門家会議で示された「10のポイント」、5月4日の専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」等を活用して住民に周知を行うものとする。

なお、仮に、再度、感染の拡大傾向が認められる地域については、必要に応じて、上記①と同様の行動制限を求めることを検討する。

2) 催物（イベント等）の開催制限

特定警戒都道府県及び特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、クラスターが発生するおそれがある催物（イベント等）や「三つの密」のある集まりについては、法第 24 条第 9 項及び法第 45 条第 2 項等に基づき、開催の自粛の要請等を行うものとする。特に、全国的かつ大規模な催物等の開催については、感染リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求める。なお、特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、感染防止策を講じた上での比較的少人数のイベント等については、適切に対応する。ただし、感染拡大リスクの態様に十分留意する。

また、スマートフォンを活用した接触確認アプリについては、世界各国の公衆衛生当局において開発と導入が進められているところ、我が国においても導入が検討されており、接触率の低減、感染の拡大防止に寄与すること等を周知する。

3) 施設の使用制限等（前述した催物（イベント等）の開催制限、後述する学校等を除く）

- ① 特定警戒都道府県は、法第 24 条第 9 項及び法第 45 条第 2 項等に基づき、感染の拡大につながるおそれのある施設の使用制限の要請等を行うものとする。これらの場合における要請等にあたっては、第 1 段階として法第 24 条第 9 項による協力の要請を行うこととし、それに正当な理由がないにもかかわらず応じない場合に、第 2 段階として法第 45 条第 2 項に基づく要請、次いで同条第 3 項に基づく指示を行い、これらの要請及び指示の公表を行うものとする。

特定警戒都道府県は、法第 24 条第 9 項に基づく施設の使用制限等の要請を行い、また、法第 45 条第 2 項から第 4 項までに基づく施設の使用制限等の要請、指示を行うにあたっては、国に協議の上、外出の自粛等の協力の要請の効果を見極め、専門家の意見も聴きつつ行うものとする。政府は、新型コロナウイルス感染症の特性及び感染の状況を踏まえ、施設の使用制限等の要請、指示の対象となる施設等の所要の規定の整備を行うものとする。

なお、施設の使用制限の要請等を検討するにあたっては、これまでの対策に係る施設の種別ごとの効果や感染拡大リスクの態様、対策が長く続くことによる社会経済や住民の生活・健康等への影響について留意し、地域の感染状況等に応じて、各都道府県知事が適切に判断するものとする。例えば、博物館、美術館、図書館などについては、住民の健康的な生活を維持するため、感染リスクも踏まえた上で、人が密集しないことなど感染防止策を講じることを前提に開放することなどが考えられる。また、屋外公園を閉鎖している場合にも、同様に対応していくことが考えられる。

また、特定警戒都道府県は、特定の施設等に人が集中するおそれがあるときは、当該施設に対して入場者の制限等の適切な対応を求めることとする。

- ② 特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、法第 24 条第 9 項等に基づく施設の使用制限の要請等については、感染拡大の防止及び社会経済活動の維持の観点から、地域の実情に応じて判断を行うものとする。その際、クラスター発生の状況が一定程度、明らかになった中で、これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設の使用制限の要請等を行うことを検討する。一方で、クラスターの発生が見られない施設については、「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「マスクの着用」等の要請を行うことを含め、「三つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとることなどをはじめとして基本的な感染対策の徹底等を行うことについて施設管理者に対して強く働きかけを行うものとする。また、感染拡大の防止にあたっては、早期の導入に向けて検討を進めている接触確認アプリを活用して、施設利用者に係る感染状況等の把握を行うことも有効であることを周知する。

特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、法第 24 条第 9 項に基づく施設の使用制限等の要請を行い、また、法第 45 条第 2 項から第 4 項までにに基づく施設の使用制限等の要請、指示を行うにあたっては、

国に協議の上、外出の自粛等の協力の要請の効果を見極め、専門家の意見も聴きつつ行うものとする。

なお、特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、特定の施設等に人が集中するおそれがあるときは、当該施設に対して入場者の制限等の適切な対応を求める。

- ③ 事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を実践するなど、自主的な感染防止のための取組を進める。その際、政府は、専門家の知見を踏まえ、関係団体等に必要な情報提供や助言等を行う。

4) 職場への出勤等

- ① 特定警戒都道府県は、事業者に対して、以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。
 - ・ 職場への出勤は、外出自粛等の要請の対象から除かれるものであるが、引き続き、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進すること。
 - ・ 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を引き続き強力に推進すること。
 - ・ 職場においては、感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等）を促すとともに、「三つの密」を避ける行動を徹底するよう促すこと。
 - ・ 別添に例示する国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染拡大防止対策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務を継続すること。
- ② 特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、事業者に対して、以下の取組を行

うよう働きかけを行うものとする。

- ・ 引き続き、在宅勤務（テレワーク）を推進するとともに、職場に出勤する場合でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を推進すること。
- ・ 職場においては、感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等）を促すとともに、「三つの密」を避ける行動を徹底するよう促すこと。
- ・ 別添に例示する国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染拡大防止対策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務を継続すること。

- ③ 政府及び地方公共団体は、在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を自ら進めるとともに、事業者に対して必要な支援等を行う。

5) 学校等の取扱い

- ① 文部科学省は、「新しい生活様式」を踏まえ、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等において示した学校の行動基準や具体的な感染症予防対策について周知を行うとともに、地域の感染状況に応じて、感染予防に最大限配慮した上で、児童生徒等の学びを保障するための総合的な対策を早急に取りまとめる。都道府県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うものとする。
- ② 厚生労働省は、保育所や放課後児童クラブ等について、保育の縮小や臨時休園等についての考え方を示す。その際、可能な保護者に登園を控えるようお願いするなど保育等の提供を縮小して実施することや、医療従事者や社会の機能を維持するために就業継続が必要な者、

ひとり親などで仕事を休むことが困難な者の子ども等の保育等を確保しつつ臨時休園することの考え方を示す。

6) 緊急事態宣言解除後の都道府県における取組等

- ① 都道府県は、今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、住民や事業者に対して、以下の取組を行うものとする。その際、「新しい生活様式」が社会経済全体に定着するまで、一定の移行期間を設けることとし、概ね3週間ごと（例えば、①6月18日までの3週間程度、②その後の3週間程度、③②の後の3週間程度）に地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、外出の自粛、催物（イベント等）の開催制限、施設の使用制限の要請等を段階的に緩和するものとする。

（外出の自粛等）

- ・ 「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着が図られるよう、あらゆる機会を捉えて、4月22日の専門家会議で示された「10のポイント」、5月4日の専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」等について住民や事業者に周知を行うこと。
- ・ 不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は、5月末までは、感染拡大防止の観点から避けるよう促すこと。
その後、①の段階においては、5月25日の緊急事態宣言解除の際に特定警戒都道府県であった地域との間の移動は、慎重に対応するよう促すこと。
また、観光振興の観点からの人の移動については、まずは県内観光の振興から取り組むこととし（①の段階からが想定される）、その状況を踏まえつつ、県外からの人の呼び込みを実施すること（②の段階からが想定される）。
- ・ これまでにクラスターが発生しているような施設への外出は、5月末までは、感染拡大防止の観点から避けるよう促すこと。

その後、施設や業態の特性等による感染拡大リスクを考慮し、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等が実践されるなど感染防止策が徹底されれば一定の安全性が確保できると考えられる業種については、ガイドラインの徹底等を前提として、①の段階からの外出の自粛要請等の緩和を検討すること。

一方、現段階において一定の安全性を確保することが難しいと考えられる業種については、①の段階において、施設や業態の特性等に応じた感染防止策に関して、専門家の意見を聴きつつ更に検討された結果を踏まえ、感染防止策の徹底等により一定の安全性が確保されると考えられる場合には、②の段階からの外出の自粛要請等の緩和を検討すること。

- ・ 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、国と連携して、外出の自粛に関して速やかに住民に対して必要な協力の要請等を行うこと。

(催物（イベント等）の開催)

- ・ 催物等の開催に対する中止又は延期要請等については、「新しい生活様式」や業種ごとに策定されるガイドラインに基づく適切な感染防止策が講じられることを前提に、①～③の概ね3週間ごとに、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、段階的に規模要件（人数上限）を緩和すること。その際、屋内で開催される催物等については、収容定員に対する参加人数の割合を半分程度以内とする要件を付すこと。

また、催物等の態様（屋内であるか、屋外であるか、また、全国的なものであるか、地域的なものであるか等）や種別（コンサート、展示会、スポーツの試合や大会、お祭りなどの行事等）に応じて、開催の要件や主催者において講じるべき感染防止策を検討すること。

なお、全国的な人の移動を伴うような規模の大きなイベント（スポーツの試合等）については、段階的な緩和を図っていく中で（②の段階が想定される）、まずは無観客での開催を求めること。

上記の移行期間において、各段階の一定規模以上の催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求めること。

催物等の開催にあたっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、催物の開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る主催者による行動管理等、基本的な感染防止策が講じられるよう、主催者に対して強く働きかけるとともに、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、導入が検討されている接触確認アプリの活用等について、主催者に周知すること。

- ・ 感染拡大の兆候や催物等におけるクラスターの発生があった場合、国と連携して、催物等の無観客化、中止又は延期等を含めて、速やかに主催者に対して必要な協力の要請等を行うこと。

(職場への出勤等)

- ・ 事業者に対して、引き続き、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかけるとともに、職場や店舗等に関して、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践をはじめとして、感染拡大防止のための取組が適切に行われるよう働きかけること。

(施設の使用制限等)

- ・ これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、引き続き、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者等に対して必要な協力を依頼すること。その際、前述した「外出の自粛等」に関する「これまでにクラスターが発生しているような施設」に係る取扱いと同様に対応するよう検討すること。
- ・ 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、国と連携して、施設の使用制限等を含めて、速やかに施設管理者等に対して必要な協力の要請等を行うこと。

- ② 都道府県は、感染の状況等を継続的に監視し、その変化が認めら

れた場合、住民に適切に情報提供を行い、感染拡大への警戒を呼びかけるものとする。

- ③ 都道府県は、感染拡大の傾向が見られる場合には、本対処方針における「特定警戒都道府県以外の特定都道府県における取組(前記の1)②、2)、3)②、4)②)」に準じて、迅速かつ適切に法第24条第9項に基づく措置等を講じるものとする。都道府県は、できる限りその判断基準や考え方をあらかじめ設けておくこととし、その際は、令和2年5月14日の専門家会議提言において、「特定(警戒)都道府県の指定基準等を踏まえつつ、その半分程度の新規報告者数等で判断することが考えられる」とされていることを参考とする。
- ④ 都道府県は、①③の取組を行うにあたっては、あらかじめ国と迅速に情報共有を行う。

7) 水際対策

- ① 政府は、水際対策について、国内への感染者の流入及び国内での感染拡大を防止する観点から、入国制限、渡航中止勧告、帰国者のチェック・健康観察等の検疫の強化、査証の制限等の措置等を引き続き実施する。なお、厚生労働省は、関係省庁と連携し、健康観察について、保健所の業務負担の軽減や体制強化等を支援する。
- ② 諸外国での新型コロナウイルス感染症の発生の状況を踏まえて、必要に応じ、国土交通省は、航空機の到着空港の限定の要請等を行うとともに、厚生労働省は、特定検疫港等の指定を検討する。
- ③ 厚生労働省は、停留に利用する施設が不足する場合には、法第29条の適用も念頭に置きつつも、必要に応じ、関係省庁と連携して、停留に利用可能な施設の管理者に対して丁寧な説明を行うことで停留施設の確保に努める。

8) クラスター対策の強化

- ① 都道府県等は、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により、個々の濃厚接触者を把握し、健康観察、外出自粛の要請等を行うとともに、感染拡大の規模を適確に把握し、適切な感染対策を行

う。

- ② 政府は、関係機関と協力して、クラスター対策にあたる専門家の確保及び育成を行う。
- ③ 厚生労働省及び都道府県等は、関係機関と協力して、特に、感染拡大の兆しが見られた場合には、専門家やその他人員を確保し、その地域への派遣を行う。
- ④ 政府及び都道府県等は、クラスター対策を抜本強化するという観点から、保健所の体制強化に迅速に取り組む。これに関連し、特定都道府県は、管内の市町村と迅速な情報共有を行い、また、対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、法第 24 条に基づく総合調整を行う。さらに、都道府県等は、クラスターの発見に資するよう、自治体間の迅速な情報共有に努めるとともに、政府は、対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、法第 20 条に基づく総合調整を行う。
- ⑤ 政府は、個人情報の保護及びプライバシーに十分配慮しながら、スマートフォン開発会社が開発しているアプリケーションプログラミングインタフェース（API）を活用した接触確認アプリについて、接触率の低減及び感染の拡大防止に寄与すること等の国民理解を得つつ、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）及び保健所等と連携することにより、より効果的なクラスター対策につなげていく。

9) その他共通的事項等

- ① 特定都道府県は、地域の特性に応じた実効性のある緊急事態措置を講じる。特定都道府県は、緊急事態措置を講じるにあたっては、法第 5 条を踏まえ、必要最小限の措置とするとともに、講じる措置の内容及び必要性等について、住民に対し丁寧の説明する。特定都道府県は、緊急事態措置を実施するにあたっては、法第 20 条に基づき国と密接に情報共有を行う。国は、専門家の意見を聴きながら、必要に応じ、特定都道府県と総合調整を行う。

- ② 政府及び地方公共団体は、今後、持続的な対策が必要になると見込まれることから、緊急事態措置を講じるにあたっては、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を図ることに留意する。
- ③ 地方公共団体は、緊急事態措置について、罰則を伴う外出禁止の措置や都市間の交通の遮断等、諸外国で行われている「ロックダウン」(都市封鎖)のような施策とは異なるものであることを、政府と協力しつつ、住民に対し周知する。加えて、緊急事態措置を講じること等に伴い、食料・医薬品や生活必需品の買い占め等の混乱が生じないように、住民に冷静な対応を促す。
- ④ 政府及び地方公共団体は、緊急事態措置の実施にあたっては、事業者の円滑な活動を支援するため、事業者からの相談窓口の設置、物流体制の確保、ライフラインの万全の体制の確保等に努める。
- ⑤ 政府は、関係機関と協力して、公共交通機関その他の多数の人が集まる施設における感染対策を徹底する。

(4) 医療等

- ① 重症者等に対する医療提供に重点を置いた入院医療の提供体制の確保を進めるため、厚生労働省と都道府県等は、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。

- ・ 重症者等に対する医療提供に重点を置くべき地域では、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者(以下「軽症者等」という。)は、宿泊施設等での療養とすることで、入院治療が必要な患者への医療提供体制の確保を図ること。

特に、家庭内での感染防止や症状急変時の対応のため、宿泊施設が十分に確保されているような地域では、軽症者等は宿泊療養を基本とする。そのため、都道府県は、ホテルなどの一時的な宿泊療養施設及び運営体制の確保に努めるとともに、国は、都道府県と密接に連携し、その取組を支援すること。

子育て等の事情によりやむを得ず自宅療養を行う際には、都道府

県等は電話等情報通信機器を用いて遠隔で健康状態を把握していくとともに、医師が必要とした場合には電話等情報通信機器を用いて診療を行う体制を整備すること。

- ・ 都道府県は、患者が入院、宿泊療養、自宅療養をする場合に、その家族に要介護者や障害者、子ども等がいる場合は、市町村福祉部門の協力を得て、ケアマネージャー、相談支援専門員、児童相談所等と連携し、必要なサービスや支援を行うこと。
- ・ 病床の確保について、都道府県は、関係機関の協力を得て、新型コロナウイルス感染症の患者を集約して優先的に受け入れる医療機関の指定など、地域の医療機関の役割分担を行うとともに、結核病床や一般の医療機関の一般病床等を活用して、ピーク時の入院患者の受け入れを踏まえて、必要な病床を確保すること。

また、医療機関は、BCPも踏まえ、必要に応じ、医師の判断により延期が可能と考えられる予定手術や予定入院の延期を検討し、空床確保に努めること。

さらに、都道府県は、仮設の診療所や病棟の設置、非稼働病床の利用、法第48条に基づく臨時の医療施設の開設について検討すること。厚生労働省は、その検討にあたって、必要な支援を行うこと。

- ・ 都道府県は、患者受入調整や移送調整を行う体制を整備するとともに、医療機関等情報支援システム（G-MIS）も活用し、患者受入調整に必要な医療機関の情報の見える化を行っておくこと。また、厚生労働省は、都道府県が患者搬送コーディネーターの配置を行うことについて、必要な支援を行うこと。
 - ・ さらに、感染拡大に伴う患者の急増に備え、都道府県は、都道府県域を越える場合も含めた広域的な患者の受け入れ体制を確保すること。
- ② 新型コロナウイルス感染症が疑われる患者への外来診療・検査体制の確保のため、厚生労働省と都道府県等は、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。

- ・ 帰国者・接触者相談センターを通じて、帰国者・接触者外来を受診することにより、適切な感染管理を行った上で、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者への外来医療を提供すること。
- ・ 都道府県等は、関係機関と協力して、集中的に検査を実施する機関（地域外来・検査センター）の設置や、帰国者・接触者外来への医療従事者の派遣を行うこと。

また、大型テントやプレハブ、いわゆるドライブスルー方式やウォークスルー方式による診療を行うことで、効率的な診療・検査体制を確保すること。あわせて、検査結果を踏まえて、患者の振り分けや、受け入れが適切に行われるようにすること。

- ・ さらに患者が増加し、増設した帰国者・接触者外来や地域外来・検査センターでの医療提供の限度を超えるおそれがあると判断する都道府県では、厚生労働省に相談の上、必要な感染予防策を講じた上で、一般の医療機関での外来診療を行うこと。

こうした状況では、感染への不安から安易に医療機関を受診することでかえって感染するリスクを高める可能性があることも踏まえ、症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養を原則とし、肺炎が疑われるような強いだるさや息苦しさがあるなど状態が変化した場合は、すぐにでもかかりつけ医等に相談した上で、受診するよう周知すること。

- ・ 都道府県は、重症化しやすい方が来院するがんセンター、透析医療機関及び産科医療機関などは、必要に応じ、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる方への外来診療を原則行わない医療機関として設定すること。
- ・ 夏ごろまでを目途に、冬季のインフルエンザの流行を踏まえた外来医療の在り方を検討すること。

③ 新型コロナウイルス感染症患者のみならず、他の疾患等の患者への対応も踏まえて地域全体の医療提供体制を整備するため、厚生労働省と都道府県は、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。

- ・ 都道府県は、地域の医療機能を維持する観点から、新型コロナウイルス感染症以外の疾患等の患者受入れも含めて、地域の医療機関の役割分担を推進すること。
 - ・ 患者と医療従事者双方の新型コロナウイルス感染症の予防の観点から、初診を含めて、電話等情報通信機器を用いた診療体制の整備を推進すること。
- ④ 医療従事者の確保のため、厚生労働省と都道府県等は、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。
- ・ 都道府県等は、現場で従事している医療従事者の休職・離職防止策や、潜在有資格者の現場復帰、医療現場の人材配置の転換等を推進すること。また、検査を含め、直接の医療行為以外に対しては、有資格者以外の民間の人材の活用を進めること。
 - ・ 厚生労働省は、都道府県が法第 31 条に基づく医療等の実施の要請等を行うにあたって、必要な支援を実施すること。
- ⑤ 医療物資の確保のため、政府と都道府県等、関係機関は協力して、次のような対策を講じる。
- ・ 政府及び都道府県は、医療提供体制を支える医薬品や医療機器、医療資材の製造体制を確保し、医療機関等情報支援システム（G-MIS）も活用し、必要な医療機関に迅速かつ円滑に提供できる体制を確保するとともに、専門性を有する医療従事者や人工呼吸器等の必要な医療機器・物資・感染防御に必要な資材等を迅速に確保し、適切な感染対策の下での医療提供体制を整備すること。
 - ・ 政府及び都道府県は、特に新型コロナウイルス感染症を疑う患者に PCR 検査や入院の受入れを行う医療機関等に対しては、マスク等の個人防護具を優先的に確保する。
- ⑥ 医療機関及び高齢者施設等における施設内感染を徹底的に防止するため、厚生労働省と地方公共団体は、関係機関と協力して、次の事項について周知徹底を図る。
- ・ 医療機関及び高齢者施設等の設置者において、

- ▶ 従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避けるとともに、
 - ▶ 症状がなくても患者や利用者と接する際にはマスクを着用する、
 - ▶ 手洗い・手指消毒の徹底、
 - ▶ パソコンやエレベーターのボタンなど複数の従事者が共有するものは定期的に消毒する、
 - ▶ 食堂や詰め所でマスクをはずして飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つ、
 - ▶ 日々の体調を把握して少しでも調子が悪ければ自宅待機する、などの対策に万全を期すこと。
- ・ 医療機関及び高齢者施設等において、面会者からの感染を防ぐため、面会は緊急の場合を除き一時中止すべきこと。
 - ・ 医療機関及び高齢者施設等において、患者、利用者からの感染を防ぐため、感染が流行している地域では、施設での通所サービスなどの一時利用を中止又は制限する、入院患者、利用者の外出、外泊を制限する等の対応を検討すべきであること。
 - ・ 医療機関及び高齢者施設等において、入院患者、利用者等について、新型コロナウイルス感染症を疑った場合は、早急に個室隔離し、保健所の指導の下、感染対策を実施し、標準予防策、接触予防策、飛沫感染予防策を実施すること。
- ⑦ 都道府県は、感染者と非感染者の空間を分けるなどを含む感染防御策の更なる徹底などを通して、医療機関及び施設内での感染の拡大に特に注意を払う。
- また、特に感染が疑われる医療、施設従事者及び入院患者等については、率先してPCR検査等を受けさせるようにする。加えて、手術や医療的処置前などにおいて、当該患者について医師の判断により、PCR検査等が実施できる体制をとる。
- ⑧ この他、適切な医療提供・感染管理の観点で、厚生労働省と都道府県は、関係機関と協力して、次の事項に取り組む。

- ・ 外来での感染を防ぐため、関係機関と協力して、医療機関の外来において、一般の患者も含め、混雑を生じさせないように、予約による診療や動線が適切に確保された休日夜間急患センターの施設活用などを推進すること。
 - ・ 妊産婦に対する感染を防止する観点から、医療機関における動線分離等の感染対策を徹底するとともに、妊産婦が感染した場合であっても、安心して出産し、産後の生活が送れるよう、関係機関との協力体制を構築し、適切な支援を実施すること。また、関係機関と協力して、感染が疑われる妊産婦への早めの相談の呼びかけや、妊娠中の女性労働者に配慮した休みやすい環境整備などの取組を推進すること。
 - ・ 小児医療について、関係学会等の意見を聞きながら、診療体制を検討し、地方公共団体と協力して体制整備を進めること。
 - ・ 関係機関と協力して、外国人が医療を適切に受けることができるよう、医療通訳の整備などを、引き続き、強化すること。
 - ・ 5月7日に特例承認されたレムデシビルの円滑な供給を図るとともに、関係省庁・関係機関とも連携し、有効な治療薬等の開発を加速すること。特に、他の治療で使用されている薬剤のうち、効果が期待されるものについて、その効果を検証するための臨床研究・治験等を速やかに実施すること。
 - ・ ワクチンについて、関係省庁・関係機関と連携し、迅速に開発等を進め、できるだけ早期に実用化し、国民に供給することを目指すこと。
 - ・ 法令に基づく健康診断及び予防接種については、適切な感染対策の下で実施されるよう、時期や時間等に配慮すること。
- ⑨ 政府は、令和2年度第1次補正予算も活用し、地方公共団体等に対する必要な支援を行うとともに、医療提供体制の更なる強化に向け、第2次補正予算の編成などを含め、対策に万全を期す。

(5) 経済・雇用対策

引き続き、感染症対策とバランスをとりつつ、地域の感染状況や医療提

供体制の確保状況等を踏まえながら、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていく。政府は、令和2年度第1次補正予算を含む「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）の各施策を、国・地方を挙げて迅速かつ着実に実行することにより、今後の感染拡大を防止するとともに、雇用の維持、事業の継続、生活の下支えに万全を期す。さらに、令和2年度第1次補正予算を強化するため、第2次補正予算を速やかに編成し、早期の成立を目指す。引き続き、内外における事態の収束までの期間と拡がり、経済や国民生活への影響を注意深く見極め、必要に応じて、時機を逸することなく臨機応変かつ果敢に対応する。

(6) その他重要な留意事項

1) 人権への配慮、社会課題への対応等

- ① 新型コロナウイルス感染症への感染は誰にでも生じ得るものであり、感染状況に関する情報が特定の個人や地域にネガティブなイメージを生まないようにすることが極めて重要である。特に、患者・感染者、その家族や治療・対策に携わった方々等の人権が侵害されている事案が見られていることから、こうした事態が生じないよう政府は適切に取り組む。
- ② 政府は、海外から一時帰国した児童生徒等への学校の受け入れ支援やいじめ防止等の必要な取組を実施する。
- ③ 政府及び関係機関は、各種対策を実施する場合においては、国民の自由と権利の制限は必要最小限のものとするとともに、女性や障害者などに与える影響を十分配慮して実施するものとする。
- ④ 政府は、新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者が風評被害を受けないよう、国民への普及啓発等、必要な取組を実施する。
- ⑤ 政府及び地方公共団体は、マスク及び個人防護具、医薬品、医薬部外品、食料品等に係る物価の高騰及び買占め、売り惜しみを未然に回避し又は沈静化するため、必要な措置を講じる。
- ⑥ 政府は、地方公共団体と連携し、対策が長期化する中で生ずる様々

な社会課題に対応するため、適切な支援を行う。

- ・ 長期間にわたる外出自粛等によるメンタルヘルスへの影響、配偶者暴力や児童虐待。
 - ・ 情報公開と人権との協調への配慮。
 - ・ 営業自粛等による倒産、失業、自殺等。
 - ・ 社会的に孤立しがちな一人暮らしの高齢者、休業中のひとり親家庭等の生活。
 - ・ 外出自粛等の下での高齢者等の健康維持・介護サービス確保。
- ⑦ 政府及び地方公共団体は、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方に対して尊厳を持ってお別れ、火葬等が行われるための適切な方法について、周知を行う。

2) 物資・資材等の供給

- ① 政府は、国民や地方公共団体の要望に応じ、マスク、個人防護具や消毒薬、食料品等の増産や円滑な供給を関連事業者に要請する。また、政府は、感染防止や医療提供体制の確保のため、マスク、個人防護具、人工呼吸器等の必要な物資を国の責任で確保する。例えば、マスク等を国で購入し、必要な医療機関や介護施設等に優先配布することや、感染拡大防止策が特に必要と考えられる地域において必要な配布を行う。
- ② 政府は、マスクや消毒薬等の国民が必要とする物資を確保するため、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）第26条第1項を適用し、マスクや消毒薬の転売行為を禁止するとともに、過剰な在庫を抱えることのないよう消費者や事業者へ冷静な対応を呼びかける。また、政府は、繰り返し使用可能な布製マスクの普及を進める。
- ③ 政府は、事態の長期化も念頭に、マスクや抗菌薬の原薬を含む医薬品、医療機器等の医療の維持に必要な資材の安定確保に努めるとともに、国産化の検討を進める。

3) 関係機関との連携の推進

- ① 政府は、地方公共団体を含む関係機関等との双方向の情報共有を強

化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場における状況の把握を行う。

- ② 政府は、対策の推進にあたっては、地方公共団体、経済団体等の関係者の意見を十分聴きながら進める。
- ③ 地方公共団体は、保健部局のみならず、危機管理部局も含めすべての部局が協力して対策にあたる。
- ④ 政府は、国際的な連携を密にし、WHOや諸外国・地域の対応状況等に関する情報収集に努める。また、日本で得られた知見を積極的にWHO等の関係機関や諸外国・地域と共有し、今後の対策に活かしていくとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受ける国・地域に対する国際社会全体としての対策に貢献する。
- ⑤ 政府は、基礎医学研究及び臨床医学研究、疫学研究を含む社会医学研究等の研究体制に対する支援を通して、新型コロナウイルス感染症への対策の推進を図る。
- ⑥ 都道府県等は、近隣の都道府県等が感染拡大防止に向けた様々な措置や取組を行うにあたり、相互に連携するとともに、その要請に応じ、必要な支援を行う。
- ⑦ 特定都道府県等は、緊急事態措置等を実施するにあたっては、あらかじめ国と協議し、迅速な情報共有を行う。政府対策本部長は、特定都道府県が適切に緊急事態措置を講じることができるよう、専門家の意見を踏まえつつ、特定都道府県と総合調整を行う。
- ⑧ 緊急事態宣言の期間中に様々な措置を実施した際には、特定都道府県知事及び指定行政機関の長は政府対策本部長に、特定市町村長及び指定地方公共機関の長はその所在する特定都道府県知事に、指定公共機関の長は所管の指定行政機関に、その旨及びその理由を報告する。政府対策本部長は国会に、特定都道府県知事及び指定行政機関の長は政府対策本部長に、報告を受けた事項を報告する。

4) 社会機能の維持

- ① 政府、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関は、職員にお

ける感染を防ぐよう万全を尽くすとともに、万が一職員において感染者又は濃厚接触者が確認された場合にも、職務が遅滞なく行えるように対策をあらかじめ講じる。特に、テレビ会議及びテレワークの活用を努める。

- ② 地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関は、電気、ガス、水道、公共交通、通信、金融業等の維持を通して、国民生活及び国民経済への影響が最小となるよう公益的事業を継続する。
- ③ 政府は、指定公共機関の公益的事業の継続に支障が生じることがないよう、必要な支援を行う。
- ④ 国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者は、国民生活及び国民経済安定のため、事業の継続を図る。
- ⑤ 政府は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、必要に応じ、国民への周知を図る。
- ⑥ 政府は、空港、港湾、医療機関等におけるトラブルなどを防止するため、必要に応じ、警戒警備を実施する。
- ⑦ 警察は、混乱に乗じた各種犯罪を抑止するとともに、取締りを徹底する。

5) 緊急事態宣言解除後の取組

政府は、緊急事態宣言の解除を行った後も、都道府県等や基本的対処方針等諮問委員会等との定期的な情報交換を通じ、国内外の感染状況の変化、施策の実施状況等を定期的に分析・評価・検証を行う。その上で、最新の情報に基づいて適切に、国民や関係者へ情報発信を行うとともに、それまでの知見に基づき、より有効な対策を実施する。

6) その他

- ① 政府は、必要に応じ、他法令に基づく対応についても、講じることとする。
- ② 今後の状況が、緊急事態宣言の要件等に該当するか否かについては、海外での感染者の発生状況とともに、感染経路の不明な患者やクラスターの発生状況等の国内での感染拡大及び医療提供体制のひっ迫の状況を踏まえて、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼ

すおそれがあるか否かについて、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で総合的に判断することとする。

- ③ 政府は、基本的対処方針を変更し、又は、緊急事態を宣言、継続若しくは終了するにあたっては、新たな科学的知見、感染状況、施策の実行状況等を考慮した上で、基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で臨機応変に対応する。

(別添)緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者

以下事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、すべての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供など、患者の治療に必要なすべての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者などが生活する上で必要な物資・サービスに関わるすべての製造業、サービス業を含む。

3. 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。
- ① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等）
 - ② 飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ④ 食堂、レストラン、喫茶店、宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
 - ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
 - ⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
 - ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
 - ⑧ 冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
 - ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
 - ⑩ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

4. 社会の安定の維持

・社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。

- ① 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
- ② 物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等）
- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
- ⑥ 行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
- ⑦ 育児サービス（託児所等）

5. その他

・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場など）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。